

特定技能制度への 鉄道分野の追加に関する説明会

2024年5月
鉄道局技術企画課

1. 在留資格「特定技能」に係る全般事項(出入国在留管理庁作成)

- 制度概要
- 手続き概要
- 基本方針・主務省令等
- 問合せ先
- 受入れ事例

2. 鉄道分野における受入れに係る事項

- 特定技能制度への鉄道分野の追加
- 分野別運用方針・運用要領
- 主なスケジュール(案)
- 問合せ先

1. 在留資格「特定技能」に係る全般事項

外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency

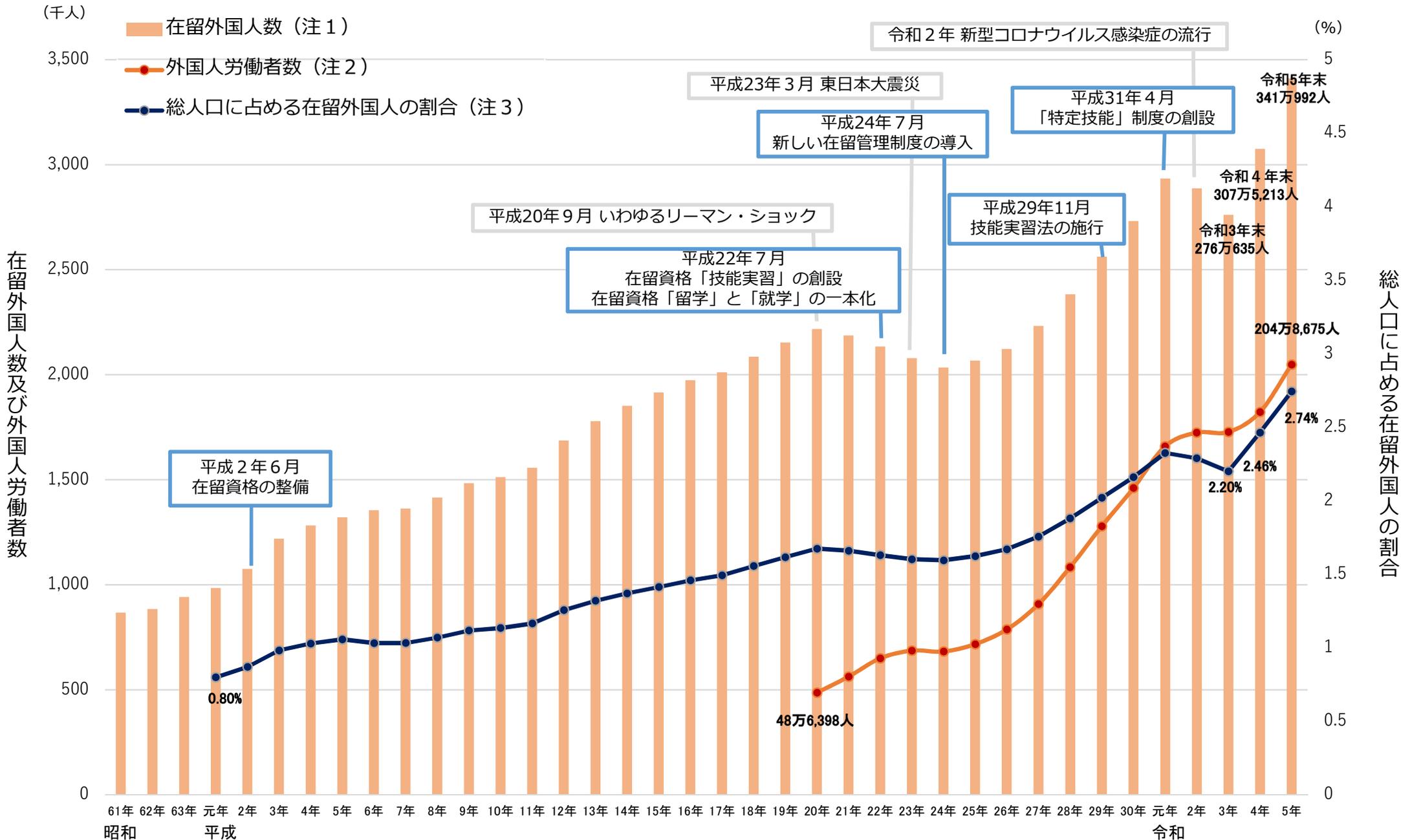
最新資料はこちら(出入国在留管理庁HP)
を御覧ください。

特定技能制度「外国人材の受入れ及び
共生社会実現に向けた取組」

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001335263.pdf>



在留外国人数及び外国人労働者数の推移



(注1) 平成23(2011)年までは法務省入国管理局(当時)「(旧)登録外国人統計」(12月末現在)に、平成24(2012)年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」(12月末現在)に基づく。
 (注2) 厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」(各年10月末現在の統計)に基づく(外国人雇用状況の届出制度は、平成19(2007)年10月1日から開始されているため、平成20(2008)年以降の推移を示している。)
 (注3) 総人口は、総務省「人口推計」(各年10月1日現在の統計)に基づく。

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注1）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注1）介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食品製造業、外食業、林業、木材産業（令和6年3月29日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

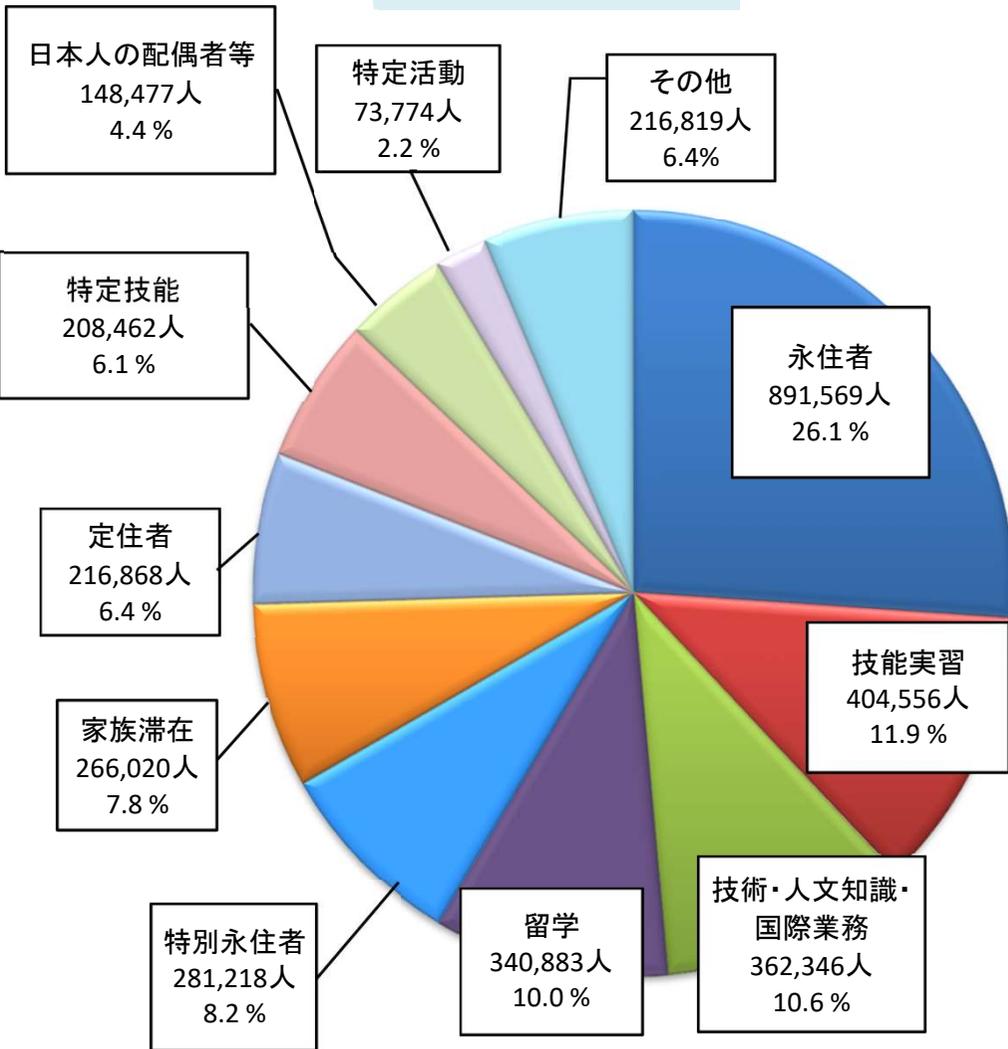
就労が認められない在留資格（注2）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

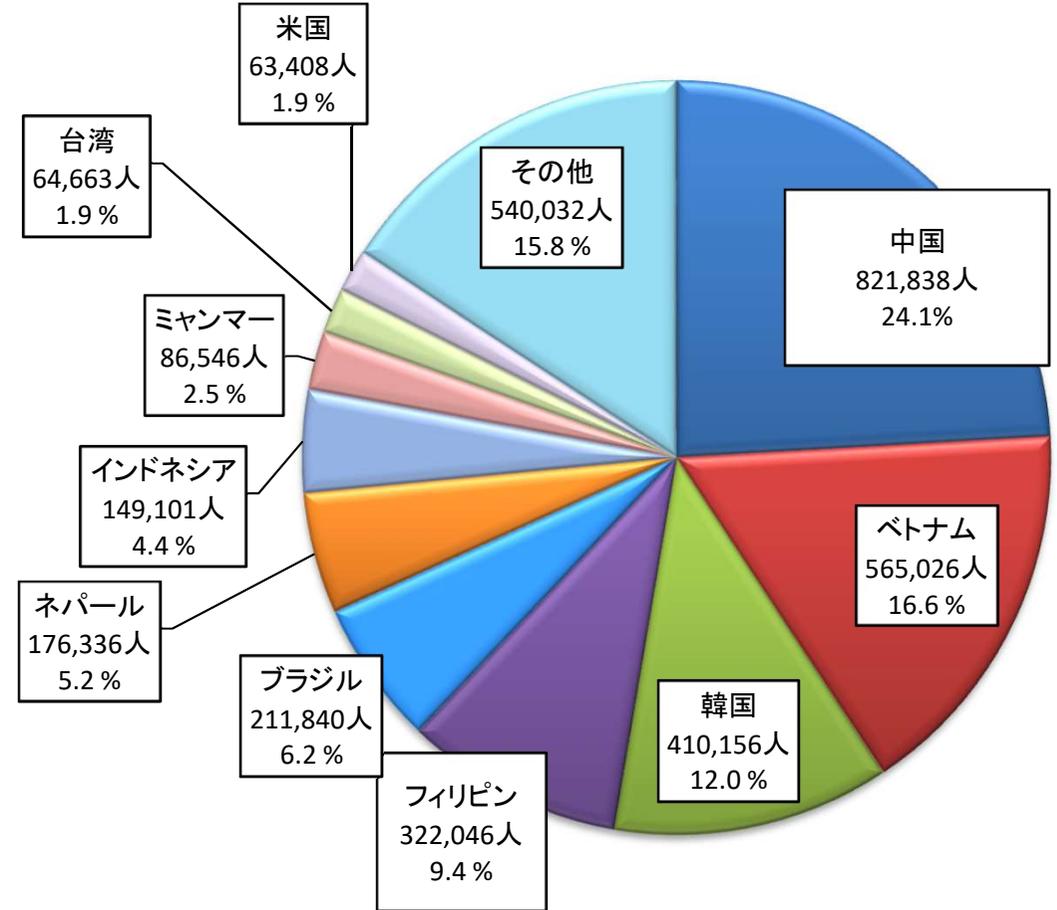
（注2）資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

在留外国人数 (総数) 341万992人

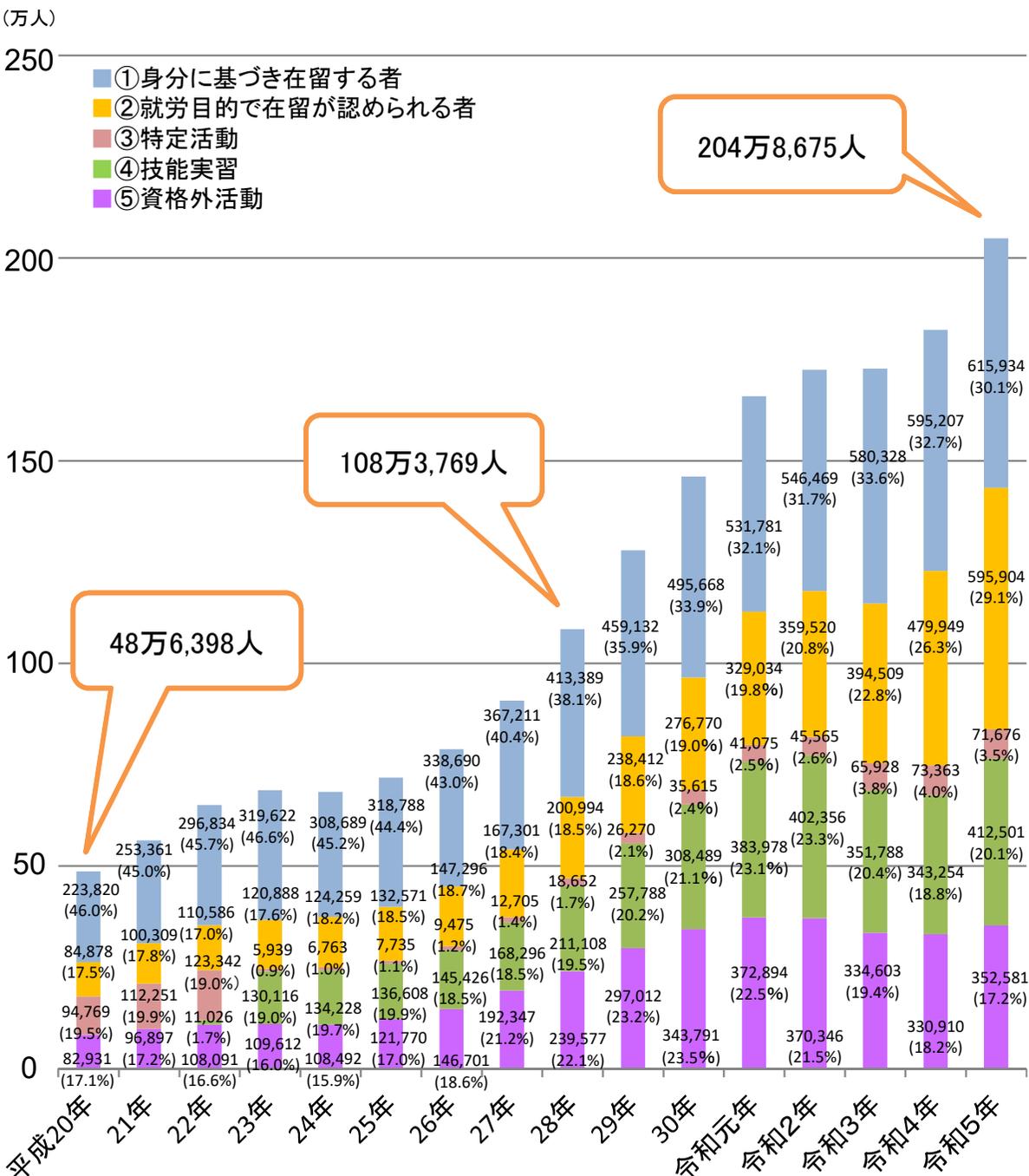
在留資格別



国籍・地域別



外国人労働者数の内訳



①身分に基づき在留する者 約61.6万人(30.1%)
 「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等
 これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

②就労目的で在留が認められる者 約59.6万人(29.1%)
 (いわゆる「専門的・技術的分野」)
 一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

③特定活動 約7.2万人(3.5%)
 (EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)
 「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

④技能実習 約41.3万人(20.1%)
 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約35.3万人(17.2%)
 本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」に基づく集計(各年10月末現在の統計)

専門的・技術的 分野の外国人

積極的に受入れ

- 我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進
(第9次雇用対策基本計画(平成11年8月13日閣議決定))
- 我が国の経済社会の活性化に資する専門的・技術的分野の外国人については、積極的に受け入れていく必要があり、引き続き、在留資格の決定に係る運用の明確化や手続負担の軽減により、円滑な受入れを図っていく。(出入国在留管理基本計画(平成31年4月法務省))

上記以外の 分野の外国人

様々な検討を要する

- 我が国の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすこと等から、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応
(第9次雇用対策基本計画(平成11年8月13日閣議決定))
- 専門的・技術的分野とは評価されない分野の外国人の受入れについては、ニーズの把握や受入れが与える経済的効果の検証、教育、社会保障等の社会的コスト、労働条件など雇用全体に及ぼす影響、日本人労働者の確保のための努力の状況、受入れによる産業構造への影響、受け入れる場合の適切な仕組み、受入れに伴う環境整備、治安など、幅広い観点からの検討が必須であり、この検討は国民的コンセンサスを踏まえつつ行われなければならない。
(出入国在留管理基本計画(平成31年4月法務省))

- **深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
- **特定技能1号**：特定産業分野に属する**相当程度の知識又は経験を必要とする技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：224, 467人（令和6年2月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：48人（令和6年2月末現在、速報値）

特定産業分野：介護、**ビルクリーニング**、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、（16分野）**農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業**
 （赤字は特定技能2号でも受入れ可。青字は特定技能1号で受入れ可とする方針であり、省令等を改正する予定。）
 （「工業製品製造業」は省令等を改正するまでは引き続き「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」として受入れ可。）

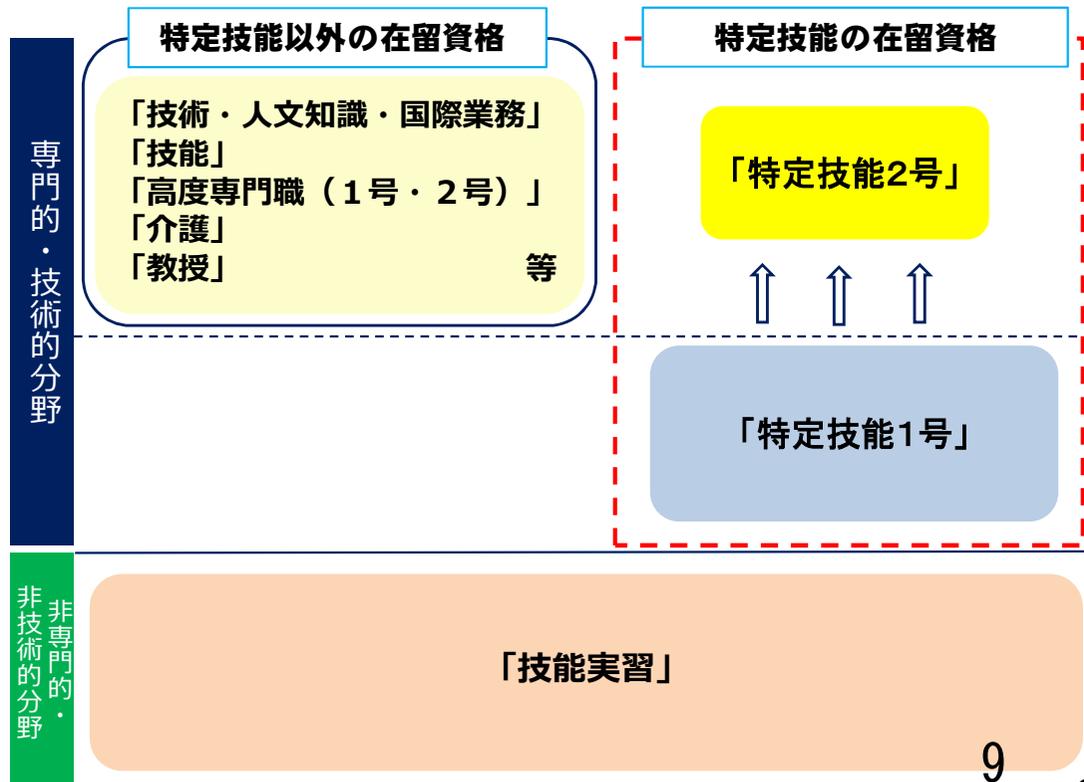
特定技能1号のポイント

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験免除）
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験等での確認は不要
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



特定技能1号の対象分野及び業務区分一覧

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	
		受入れ見込数 (5年間の上限)	技能試験	日本語試験	従事する業務	雇用形態
厚労省	介護	135,000人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) (上記に加えて)介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 [1業務区分]	直接
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験		・建築物内部の清掃 [1業務区分]	直接
経産省	工業製品製造業 旧名:素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 ※1	173,300人	製造分野特定技能1号評価試験		・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・RPF製造 ・陶磁器製品製造 ・印刷・製本 ・繊維製品製造 ・縫製 [10業務区分]	直接
国交省	建設	80,000人	建設分野特定技能1号評価試験等		・土木 ・建築 ・ライフライン・設備 [3業務区分]	直接
	造船・船用工業	36,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・造船 ・船用機械 ・船用電気電子機器 [3業務区分]	直接
	自動車整備	10,000人	自動車整備分野特定技能1号評価試験等		・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務 [1業務区分]	直接
	航空	4,400人	航空分野特定技能1号評価試験		・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) [2業務区分]	直接
	宿泊	23,000人	宿泊分野特定技能1号評価試験		・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 [1業務区分]	直接
	自動車運送業 ※2	24,500人	自動車運送業分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) ※「従事する業務」のうち、青字については日本語能力試験(N3以上)	・トラック運転者 ・タクシー運転者 ・バス運転者 [3業務区分]	直接
	鉄道 ※2	3,800人	鉄道分野特定技能1号評価試験等		・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両整備 ・車両製造 ・運輸係員(駅係員、車掌、運転士) [5業務区分]	直接
農水省	農業	78,000人	1号農業技能測定試験		・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) [2業務区分]	直接 派遣
	漁業	17,000人	1号漁業技能測定試験		・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等) [2業務区分]	直接 派遣
	飲食料品製造業	139,000人	飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生の確保) [1業務区分]	直接
	外食業	53,000人	外食業特定技能1号技能測定試験		・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) [1業務区分]	直接
	林業 ※2	1,000人	林業技能測定試験		・林業(育林、素材生産等) [1業務区分]	直接
	木材産業 ※2	5,000人	木材産業特定技能1号測定試験		・製材業、合板製造業等に係る木材の加工等 [1業務区分]	直接

※1 「機械金属加工」、「電気電子機器組立て」、「金属表面処理」の3業務区分以外の業務区分については、省令の改正等を行った後、受入れ開始となる予定。

※2 省令の改正等を行った後、受入れ開始となる予定。

	技能実習(団体監理型)	特定技能(1号)
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、 技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送出国	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり (非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制)	なし
支援機関	なし	あり (個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁長官による登録制)
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出国機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし(介護分野、建設分野を除く)
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動(1号) 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動(2号、3号) (非専門的・技術的分野)	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 (専門的・技術的分野)
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

受入れ機関について

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
- ② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。
全部委託すれば1③も満たす。
- ③ 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

登録支援機関について

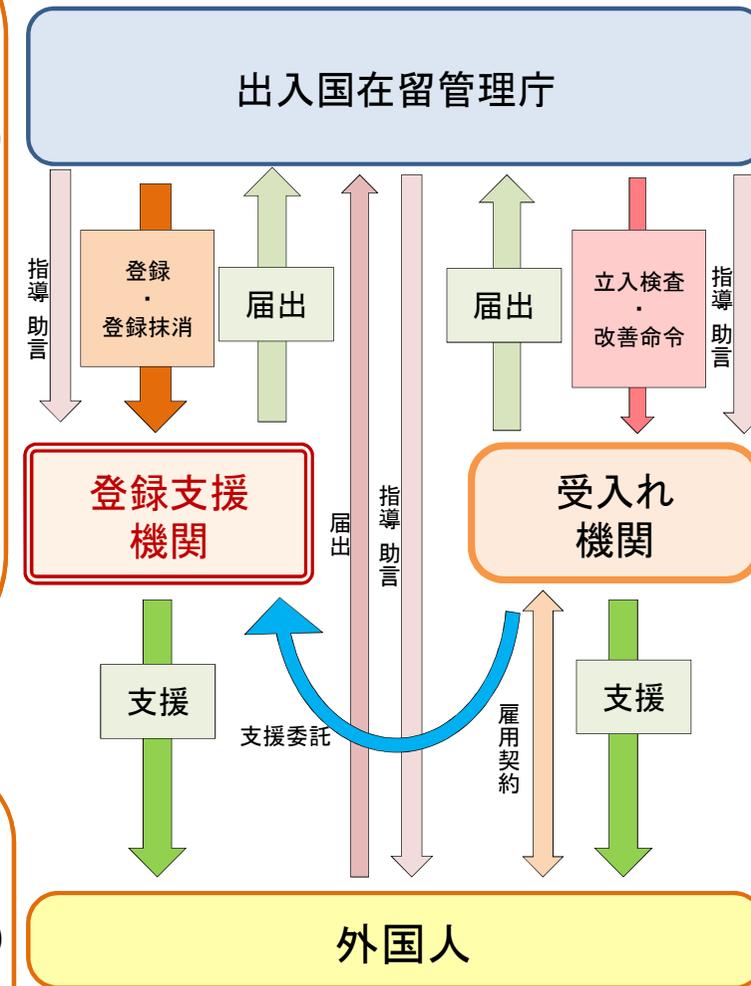
1 登録を受けるための基準

- ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

2 登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
- ② 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。



制度概要③就労開始までの流れ

海外から来日する外国人

技能実習2号を
良好に修了した
外国人

新規入国予定
の外国人

試験(技能・日本語)
は免除

国外試験
(技能・日本語)に合格

- <技能試験>
 ・特定産業分野の業務区分に対応する試験
 <日本語試験>
 ・国際交流基金日本語基礎テスト
 (国際交流基金)
 又は
 ・日本語能力試験(N4以上)
 (国際交流基金・日本国際教育
 支援協会)
 など



日本国内に在留している外国人 (中長期在留者)

技能実習2号を
良好に修了した
外国人

留学生など

試験(技能・日本語)
は免除

試験(技能・日本語)
に合格

求人募集に直接申し込む／民間の職業紹介事業者による求職のあつせん

求人募集に直接申し込む／ハローワーク・民間の職業紹介事業者による求職のあつせん

〔受入れ機関と雇用契約の締結〕
 受入れ機関等が実施する事前ガイダンス等
 健康診断の受診

在留資格認定証明書交付申請

在留資格変更許可申請

※受入れ機関の職員等による代理申請

※本人申請が原則

審査

審査

在留資格認定証明書交付

在留資格変更許可

受入れ機関に在留資格認定証明書を送付

在留カードの交付

地方出入国在留管理局



査証申請

※受入れ機関等から送付された在留資格認定証明書を、在外公館へ提出

在外公館

審査

査証発給

〔外国人本人の要件〕

- 18歳以上であること
- 技能試験及び日本語試験に合格していること(技能実習2号を良好に修了した外国人は免除)
- 特定技能1号で通算5年以上在留していないこと
- 保証金を徴収されていないこと又は違約金を定める契約を締結していないこと
- 自らが負担する費用がある場合、内容を十分に理解していること
- など

- 〔入国後(又は在留資格の変更後)、遅滞なく実施すること〕
- 受入れ機関等が実施する生活オリエンテーションの受講
 - 住居地の市区町村等で住民登録
 - 給与口座の開設
 - 住宅の確保
 - など

入国

在留カードの交付
 ※後日交付の場合あり

受入れ機関での就労開始

ポイント

- 受入れ機関は、1号特定技能外国人に対して「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画。以下「支援計画」という。）を作成し、当該計画に基づき支援を行わなければならない。

※特定技能2号については、支援義務がない。

■ 支援計画の作成

- ・受入れ機関は、在留諸申請(※)に当たり、支援計画を作成し、当該申請の際にその他申請書類と併せて提出しなければならない。

※ 特定技能1号に関する在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請等

■ 支援計画の主な記載事項

- ・職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援として必要であるとして省令で定められた10項目(12ページ参照)の実施内容・方法等
- ・支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職等
- ・支援の実施を契約により他の者に委託する場合の当該他の者の氏名及び住所等
- ・登録支援機関(登録支援機関に委託する場合のみ)

■ 支援計画実施の登録支援機関への委託

- ・受入れ機関は、支援計画の全部又は一部の実施を他の者に委託することができる(支援委託契約を締結)。
- ・受入れ機関が支援計画の全部の実施を登録支援機関(13ページ参照)に委託する場合には、外国人を支援する体制があるものとみなされる。
- ・登録支援機関は、委託を受けた支援業務の実施を更に委託することはできない。(支援業務の履行を補助する範囲で通訳人などを活用することは可能)

支援計画の概要②

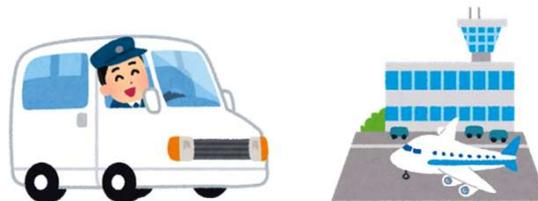
①事前ガイダンス

・在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

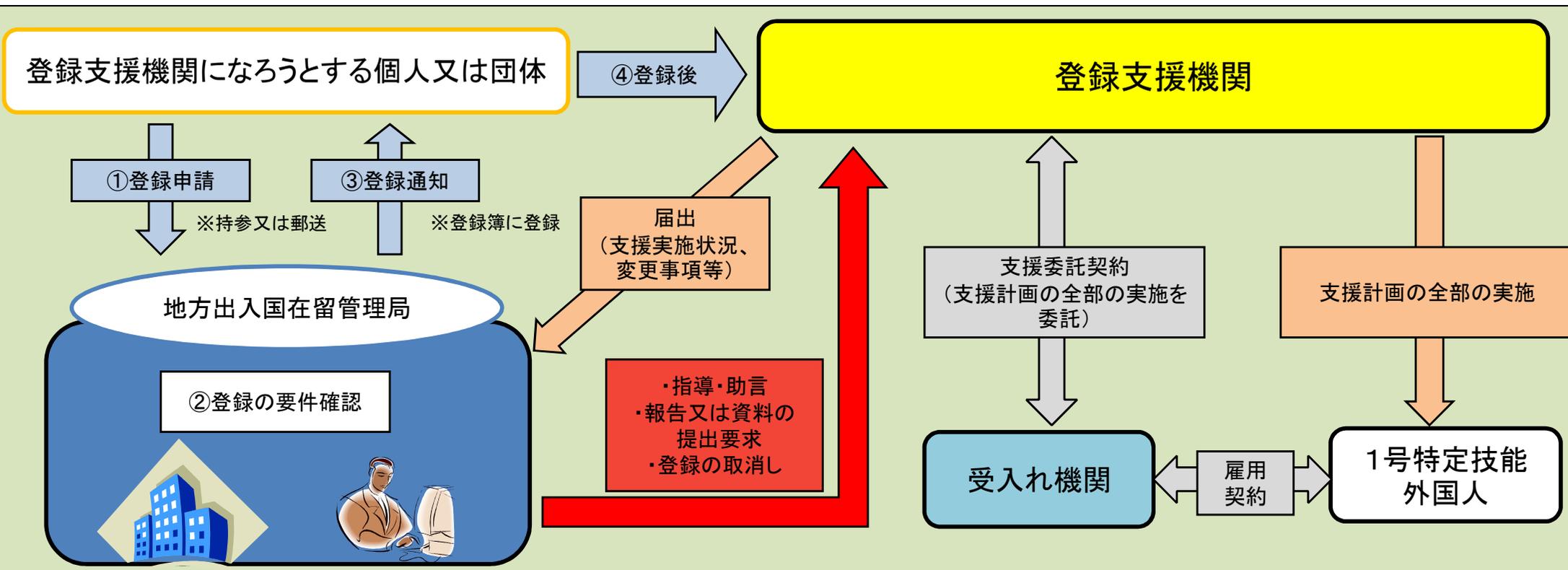
・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報





登録支援機関とは

- 登録支援機関は、受入れ機関との支援委託契約により、支援計画に基づく支援の全部の実施を行う。
- 登録支援機関になるためには、出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要がある。
- 登録を受けた機関は、登録支援機関登録簿に登録され、出入国在留管理庁ホームページに掲載される。
- 登録の期間は5年間であり、更新が可能である。
- 登録には申請手数料が必要である。(新規登録2万8,400円、登録更新1万1,100円)
- 登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、定期又は随時の各種届出を行う必要がある。

ポイント

- 受入れ機関及び登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、各種届出を随時又は定期に行わなければならない。
- 受入れ機関による届出の不履行や虚偽の届出については罰則の対象とされている。

■ 受入れ機関の届出 ※違反の場合、指導や罰則の対象

【随時の届出】

- ・特定技能雇用契約の変更、終了、新たな契約の締結に関する届出
- ・支援計画の変更に関する届出
- ・登録支援機関との支援委託契約の締結、変更、終了に関する届出
- ・特定技能外国人の受入れ困難時の届出
- ・出入国又は労働関係法令に関する不正行為等を知ったときの届出

【定期の届出】

- ・特定技能外国人の受入れ状況に関する届出（例：特定技能外国人の受入れ総数、氏名等の情報、活動日数、場所、業務内容等）
- ・支援計画の実施状況に関する届出（例：相談内容及び対応結果等）※支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合を除く
- ・特定技能外国人の活動状況に関する届出（例：報酬の支払状況、離職者数、行方不明者数、受入れに要した費用の額等）

■ 登録支援機関の届出 ※違反の場合、指導や登録の取消しの対象

【随時の届出】

- ・登録の申請事項の変更の届出
- ・支援業務の休廃止の届出

【定期の届出】

- ・支援業務の実施状況等に関する届出（例：特定技能外国人の氏名等、受入れ機関の名称等、特定技能外国人からの相談内容及び対応状況等）

【定期届出】※受入れ機関、登録支援機関ともに

○四半期ごとに翌四半期の初日から14日以内に届出

①第1四半期：1月1日から3月31日まで

②第2四半期：4月1日から6月30日まで

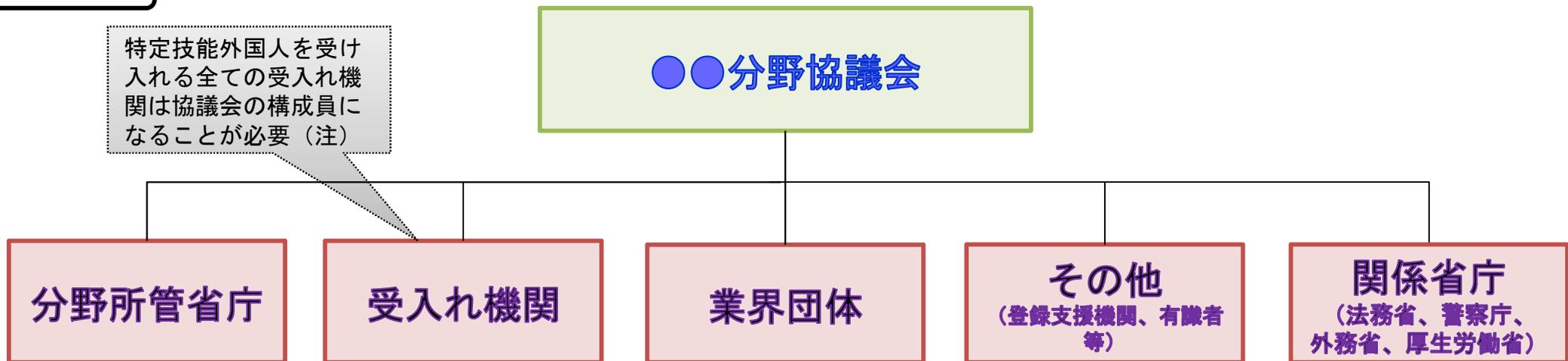
③第3四半期：7月1日から9月30日まで

④第4四半期：10月1日から12月31日まで

ポイント

- 制度の適切な運用を図るため、特定産業分野ごとに分野所管省庁が協議会を設置する。
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発のほか、地域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応等を行う。

イメージ



活動内容

- 特定技能外国人の受入りに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 人手不足状況、受入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（特定地域への過度な集中が認められる場合の構成員に対する必要な要請等を含む）
- 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議等 等

（注）建設分野においては、受入れ機関は建設業者団体が共同で設置する法人に所属することが求められ、当該法人が協議会構成員となる。

「特定技能」に関する二国間取決め（MOC）の概要

政府基本方針（平成30年12月25日閣議決定・令和4年4月26日一部変更）

保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者（ブローカー）等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる。

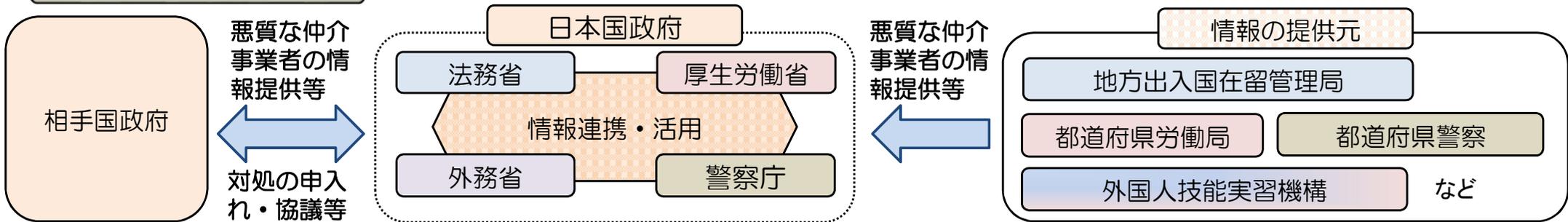
総合的対応策（令和5年度改訂）（令和5年6月9日関係閣僚会議決定）

- 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組み：悪質な仲介事業者等の排除
「特定技能」の在留資格について、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書を作成した国について、制度の運用状況等を踏まえ、当該国との情報連携及び協議を着実に進めるとともに、必要に応じ、政府間文書の内容の見直しを行う。また、かかる政府間文書の作成に至っていない国であって送出しが想定されるものとの間では、同様の政府間文書の作成に向けた交渉を引き続き進める。

二国間取決めのポイント

- 情報共有
特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れの確保等のために必要又は有益な情報を速やかに共有する。この情報には、特定技能外国人に係る求人・求職に関与する両国内の機関による以下の行為に関する情報を含む。
 - 保証金の徴収、違約金の定め、人権侵害行為、偽変造文書等の行使及び費用の不当な徴収等
- 問題は正のための協議
定期又は随時に協議を行い、本制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題の是正に努める。

二国間取決めのイメージ



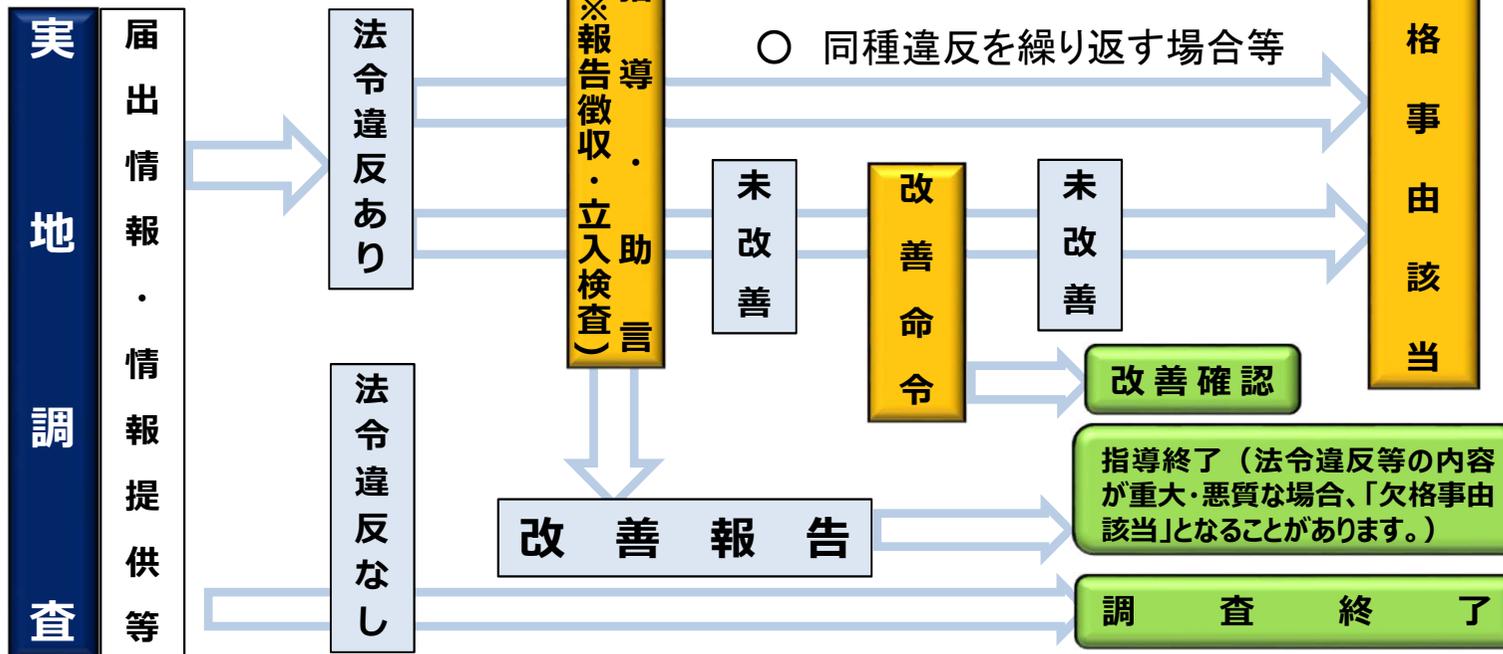
署名状況（16か国）

（令和5年7月6日時点）

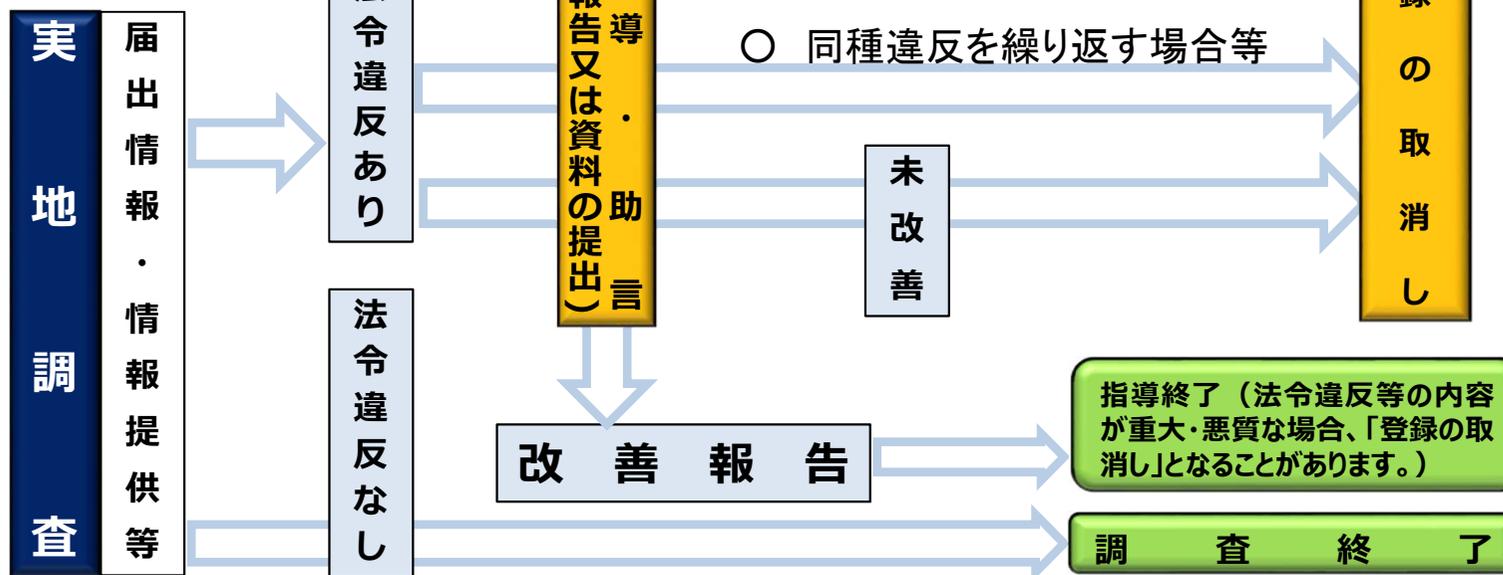
フィリピン（H31.3.19）、カンボジア（H31.3.25）、ネパール（H31.3.25）、ミャンマー（H31.3.28）、モンゴル（H31.4.17）、スリランカ（R1.6.19）、インドネシア（R1.6.25）、ベトナム（R1.7.1文書交換）、バングラデシュ（R1.8.27）、ウズベキスタン（R1.12.17）、パキスタン（R1.12.23）、タイ（R2.2.4）、インド（R3.1.18）、マレーシア（R4.5.26）、ラオス（R4.7.28）、キルギス（R5.7.6）

特定技能制度における行政処分等について

特定技能所属機関



登録支援機関



関係法令等

指導・助言

入管法第19条の19

報告徴収・立入検査

入管法第19条の20
※必要に応じて実施

改善命令

入管法第19条の21

欠格事由 (該当)

特定技能基準省令において定める受入れの基準(を満たしていない)

指導・助言

入管法第19条の31

報告又は資料の提出

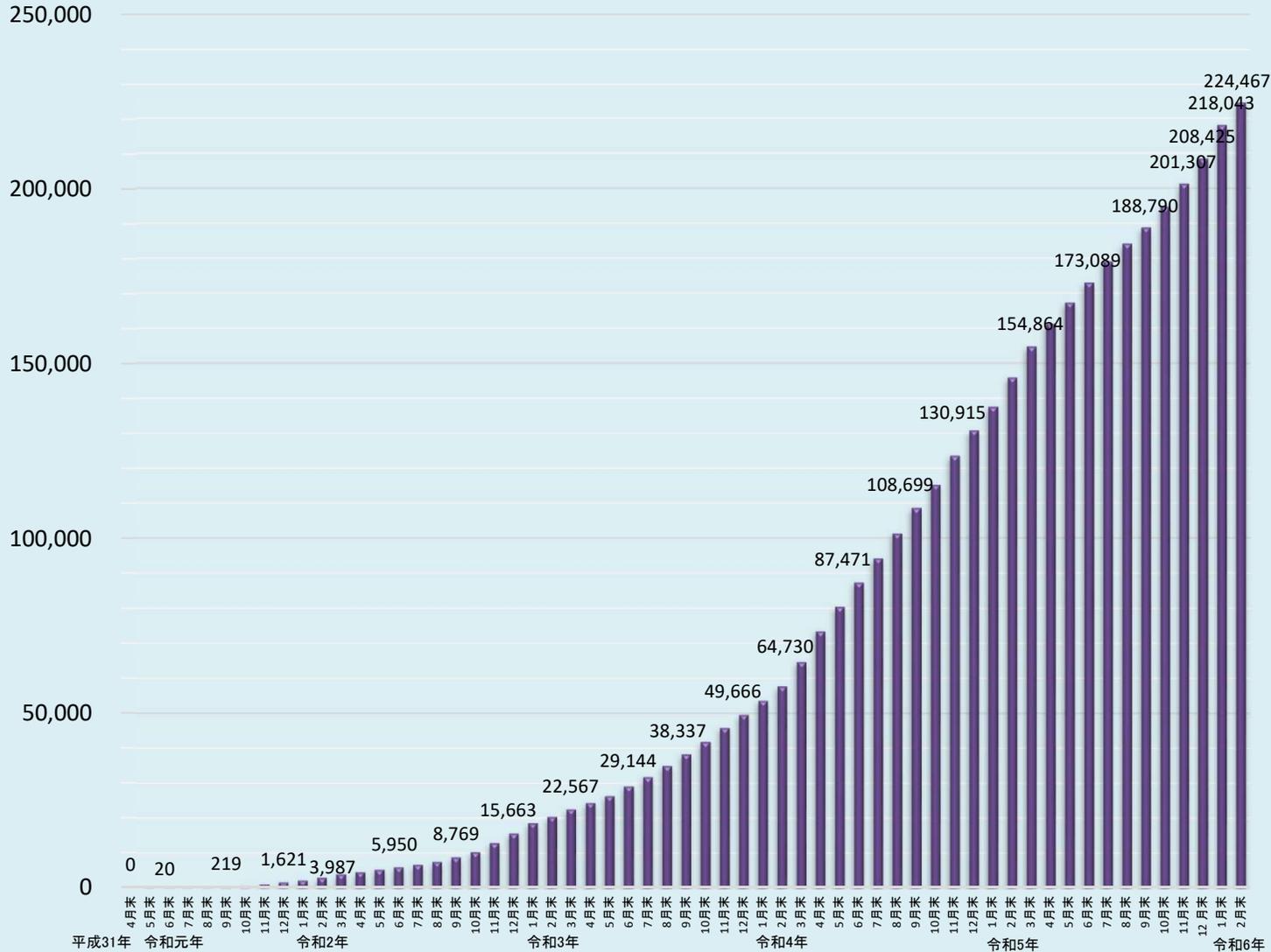
入管法第19条の34
※必要に応じて実施

登録の取消し

入管法第19条の32
(取消事由)
・登録拒否事由に該当
・委託を受けた支援等を実施していない
・支援に必要な体制を有していない等

特定技能1号在留外国人数(令和6年2月末現在:速報値)

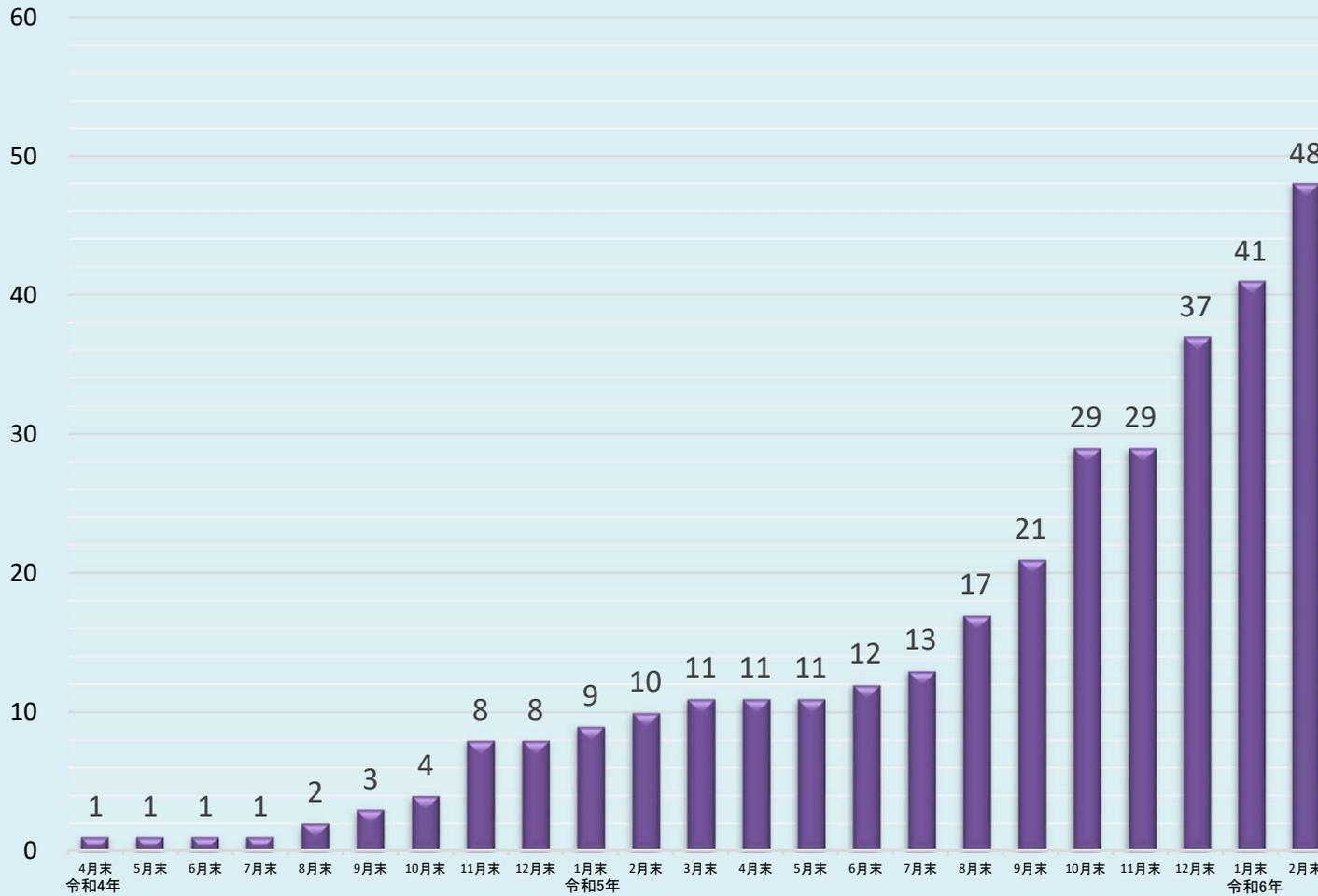
特定技能 1号在留外国人数 224,467人



分野	人数
介護	31,453人
ビルクリーニング	3,883人
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	41,914人
建設	26,790人
造船・船用工業	7,968人
自動車整備	2,672人
航空	830人
宿泊	437人
農業	24,859人
漁業	2,835人
飲食料品製造業	65,463人
外食業	15,363人

特定技能2号在留外国人数(令和6年2月末現在:速報値)

特定技能2号在留外国人数 48人



分野	人数
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	3人
建設	34人
造船・船用工業	11人

(注)「特定技能2号」の在留資格は令和4年4月に初めて許可。

特定技能制度運用状況③

特定技能在留外国人数(令和5年12月末現在:速報値)

特定技能在留外国人数 208,462人 (注2)

都道府県別特定技能在留外国人数

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
在留数	8,297	1,080	1,569	2,064	328	935	1,565	11,300	3,967	6,655	12,402	12,294	11,365	10,831	1,643	2,021	2,335	1,232	1,490	4,229	5,078	6,503	17,635	4,923
構成比	4.0%	0.5%	0.8%	1.0%	0.2%	0.4%	0.8%	5.4%	1.9%	3.2%	5.9%	5.9%	5.5%	5.2%	0.8%	1.0%	1.1%	0.6%	0.7%	2.0%	2.4%	3.1%	8.5%	2.4%
都道府県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	未定 不詳
在留数	2,619	4,089	13,278	7,619	1,329	747	545	645	3,643	7,569	1,827	948	3,386	3,287	985	7,672	1,452	2,214	4,327	1,767	1,338	3,072	2,083	280
構成比	1.3%	2.0%	6.4%	3.7%	0.6%	0.4%	0.3%	0.3%	1.7%	3.6%	0.9%	0.5%	1.6%	1.6%	0.5%	3.7%	0.7%	1.1%	2.1%	0.8%	0.6%	1.5%	1.0%	0.1%

特定産業分野別特定技能在留外国人数

分野	介護	クリーニング	製造業 情報関連 電気電子 産業機械 素形材	建設	船用工業	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	製造業 飲料品	外食業
在留数	28,400	3,520	40,070	24,463	7,520	2,519	632	401	23,861	2,669	61,095	13,312
構成比	13.6%	1.7%	19.2%	11.7%	3.6%	1.2%	0.3%	0.2%	11.4%	1.3%	29.3%	6.4%

国籍・地域別特定技能在留外国人数

国籍・地域	ベトナム	インドネシア	フィリピン	中国	ミャンマー	カンボジア	ネパール	タイ	その他
在留数	110,648	34,255	21,367	13,468	11,873	4,664	4,430	4,359	3,398
構成比	53.1%	16.4%	10.2%	6.5%	5.7%	2.2%	2.1%	2.1%	1.6%

(注1)小数点第二位で四捨五入。

(注2)「特定技能2号」の許可を受けて在留する者(37人)を含む。

特定技能制度運用状況④

技能試験及び日本語試験の実施状況について(令和5年12月末現在)(速報値) (注1)

技能試験	実施国	受験者数(人)		合格者数(人)					
		令和5年12月末	上段:国内 下段:海外	令和5年12月末	上段:国内 下段:海外	令和5年6月末	上段:国内 下段:海外	令和4年12月末	上段:国内 下段:海外
介護(注2)	国内・海外11か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ モンゴル・ミャンマー・タイ・スリランカ・インド・ ウズベキスタン・バングラデシュ	95,361	47,654	68,628	32,007	56,138	29,023	44,902	25,686
			47,707				36,621		27,115
ビルクリーニング	国内・海外5か国 フィリピン・カンボジア・ インドネシア・ミャンマー・タイ	7,108	4,298	5,757	3,552	3,322	2,094	2,663	1,966
					2,810				2,205
素形材・産業機械・ 電気電子情報関連 製造業	国内・海外4か国 フィリピン・インドネシア・ネパール・タイ	6,082	5,055	1,070	886	829	645	772	591
					1,027				184
建設	国内・海外6か国 フィリピン・インドネシア・モンゴル・ ベトナム・スリランカ・バングラデシュ	3,414	3,176	1,551	1,451	1,275	1,251	1,021	997
					238				100
造船・船用工業	国内・海外1か国 フィリピン	244	230	224	217	160	153	103	96
					14				7
自動車整備	国内・海外1か国 フィリピン	3,769	3,452	2,484	2,220	1,918	1,785	1,526	1,414
					317				264
航空	国内・海外4か国 フィリピン・インドネシア・ ネパール・モンゴル	3,659	1,952	2,240	1,142	1,530	902	1,013	624
					1,707				1,098
宿泊	国内・海外4か国 フィリピン・インドネシア・ネパール・ミャンマー	10,022	9,436	5,068	4,821	4,644	4,431	4,161	3,987
					586				247
農業	国内・海外11か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ モンゴル・ミャンマー・タイ・スリランカ・インド・ ウズベキスタン・バングラデシュ	53,246	25,210	47,070	22,299	37,645	18,662	31,268	15,503
					28,036				24,771
漁業	国内・海外1か国 インドネシア	1,808	632	1,087	234	732	158	385	104
					1,176				853
飲食料品製造業	国内・海外2か国 フィリピン・インドネシア	83,549	68,332	58,892	48,210	49,227	42,434	36,897	31,915
					15,217				10,682
外食業	国内・海外7か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ ミャンマー・タイ・スリランカ	82,414	53,937	54,163	32,288	39,432	27,628	25,935	20,854
					28,477				21,875
合計		350,676	223,364	248,234	149,327	196,852	129,166	150,646	103,737
					127,312				98,907

日本語試験	実施国	受験者数(人)		合格者数(人)		合格者数(人)			
		令和5年12月末	上段:国内 下段:海外	令和5年12月末	上段:国内 下段:海外	令和5年6月末	上段:国内 下段:海外	令和4年12月末	上段:国内 下段:海外
日本語基礎テスト (JFT Basic)	国内・海外11か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ モンゴル・ミャンマー・タイ・スリランカ・インド・ ウズベキスタン・バングラデシュ	163,082	26,538	68,462	12,431	49,119	10,416	35,706	8,250
			136,544				56,031		38,703

24

(注1) 受験者数及び合格者数には、令和5年12月末までに実施し、結果が公表された技能試験及び日本語試験を計上している(令和6年2月末時点で速報値を更新。)。 (注2) 介護分野の介護日本語評価試験は、受験者数及び合格者数に計上していない。

基本方針・主務省令等について

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要

特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（改正出入国管理及び難民認定法第2条の3）

1 制度の意義に関する事項

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築

2 外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する事項

➢ 特定技能外国人を受け入れる分野

生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

➢ 人材が不足している地域の状況に配慮

大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講じるよう努める

➢ 受入れ見込数 分野別運用方針に向こう5年間の受入れ見込数を記載

3 求められる人材に関する事項

(※) 分野所管行政機関が定める試験等で確認

	特定技能1号	特定技能2号
技能水準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能(※)	熟練した技能(※)
日本語能力水準	ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力(※)	-
在留期間	通算で5年を上限	在留期間の更新が必要
家族の帯同	基本的に不可	可能

4 関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

➢ 国内における取組等 法務省、厚生労働省等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底

➢ 国外における取組等 保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる

➢ 人手不足状況の変化等への対応

○分野所管行政機関の長は、特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握。人手不足状況に変化が生じたと認められる場合には、制度関係機関及び分野所管行政機関は今後の受入れ方針等について協議。必要に応じて関係閣僚会議において、分野別運用方針の見直し、在留資格認定証明書の交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を検討

○向こう5年間の受入れ見込数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、本制度に基づく外国人受入れの上限として運用

➢ 治安上の問題が生じた場合の対応

特定技能外国人の受入れにより、行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう、制度関係機関及び分野所管行政機関は、情報の連携及び把握に努めるとともに、必要な措置を講じる

5 制度の運用に関する重要事項

➢ 1号特定技能外国人に対する支援

生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応、外国人と日本人との交流の促進に係る支援
転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施

➢ 雇用形態 フルタイムとした上で、原則として直接雇用。特段の事情がある場合、例外的に派遣を認めるが、分野別運用方針に明記

➢ 基本方針の見直し 改正法施行後2年を目途として検討を加え、必要があれば見直し

特定産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、特定産業分野別に定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（出入国管理及び難民認定法第2条の4）

1 特定産業分野に関する事項

人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野

2 特定産業分野における人材不足の状況に関する事項

- 特定技能外国人受入れの趣旨・目的
- 生産性向上や国内人材確保のための取組等
- 受入れの必要性(人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む)
- 受入れ見込数

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

1号特定技能外国人（全16分野）

- 技能水準（試験区分）
- 日本語能力水準

2号特定技能外国人（11分野）

- 技能水準（試験区分）

4 受入れ見込数を超える場合の在留資格認定証明書の交付の停止の措置等に関する事項

- 向こう5年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合の受入れ停止の措置
- 受入れ停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合の再開の措置

5 制度の運用に関する重要事項

- 特定技能外国人が従事する業務
- 特定技能所属機関に対して特に課す条件
- 特定技能外国人の雇用形態
- 治安への影響を踏まえて講じる措置
- 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置 等

新たな外国人材受入れに関する政省令の骨子

1 新たに設けた省令(2省令)

① 特定技能基準省令

- 受入れ機関が外国人と結ぶ雇用契約が満たすべき基準
 - ・ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること
 - ・ 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させるものとしていること
 - ・ 外国人が帰国旅費を負担できないときは、受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされる措置を講ずることとしていること など
- 受入れ機関自体が満たすべき基準
 - ・ 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
 - ・ 1年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
 - ・ 1年以内に受入れ機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと
 - ・ 欠格事由(5年以内に出入国・労働法令違反がない等)に該当しないこと
 - ・ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
 - ・ 中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役員の中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること(兼任可等)(*)
 - ・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること(*)
 - ・ 支援責任者等が欠格事由に該当しないこと(*) など

(注)上記のうち*を付した基準は、登録支援機関に支援を全部委託する場合には不要
- 支援計画が満たすべき基準
 - ※ 基本方針記載の支援の内容を規定

② 分野省令

- 受入れ分野、技能水準
 - ※ 分野別運用方針を反映させた形で規定

2 既存の省令の改正(2省令)

① 上陸基準省令

- 外国人本人に関する基準
 - ・ 18歳以上であること
 - ・ 健康状態が良好であること
 - ・ 保証金の徴収等をされていないこと
 - ・ 送出国で遵守すべき手続が定められている場合は、その手続を経ていること
 - ・ 特定技能1号:必要な技能水準及び日本語能力水準
(注) 技能実習2号を良好に修了している者は試験を免除
 - ・ 特定技能2号:必要な技能水準 など

② 出入国管理及び難民認定法施行規則

- 登録支援機関の登録に関する規定等
 - ・ 支援責任者及び支援担当者が選任されていること(兼任可)
 - ・ 中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があること等
 - ・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること など
- 受入れ機関の届出事項等
- その他
 - ・ 特定技能1号の在留期間は通算で5年
 - ・ 1回当たりの在留期間(更新可能)は、
特定技能1号 1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間
特定技能2号 3年、1年又は6か月 など

(注) 新たな外国人材受入れに関する政令としては、登録支援機関の登録手数料額(登録時2万8,400円、更新時1万1,100円)、登録支援機関の登録拒否事由に関する規定の整備

〈法第7条第1項第2号、上陸基準省令〉

■ 特定技能1号、特定技能2号に共通の基準

- ① 18歳以上であること
- ② 健康状態が良好であること
- ③ 退去強制の円滑な執行に協力する外国政府が発行した旅券を所持していること
- ④ 保証金の徴収等をされていないこと
- ⑤ 外国の機関に費用を支払っている場合は、額・内訳を十分に理解して機関との間で合意していること
- ⑥ 送出国で遵守すべき手続が定められている場合は、その手続を経ていること
- ⑦ 食費、居住費等外国人が定期的に負担する費用について、その対価として供与される利益の内容を十分に理解した上で合意しており、かつ、その費用の額が実費相当額その他の適正な額であり、明細書その他の書面が提示されること
- ⑧ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

■ 特定技能1号のみの基準

- ① 必要な技能及び日本語能力を有していることが、試験その他の評価方法により証明されていること(ただし、技能実習2号を良好に修了している者であり、かつ、技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合は、これに該当する必要がない)
- ② 特定技能1号での在留期間が通算して5年に達していないこと

■ 特定技能2号のみの基準

- ① 必要な技能を有していることが、試験その他の評価方法により証明されていること
- ② 技能実習生の場合は、技能の本国への移転に努めるものと認められること

〈法第2条の5第1項、第2項、特定技能基準省令第1条〉

■特定技能雇用契約が満たすべき基準

- ① 分野省令で定める技能を要する業務に従事させるものであること
- ② 所定労働時間が、同じ受入れ機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること
- ③ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること
- ④ 外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないこと
- ⑤ 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させるものとしていること
- ⑥ 労働者派遣の対象とする場合は、派遣先や派遣期間が定められていること
- ⑦ 外国人が帰国旅費を負担できないときは、受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること
- ⑧ 受入れ機関が外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていること
- ⑨ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

〈法第2条の5第3項、第4項、特定技能基準省令第2条第1項〉

■受入れ機関自体が満たすべき基準

- ① 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
- ② 1年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
- ③ 1年以内に受入れ機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと
- ④ 欠格事由(5年以内に出入国・労働法令違反がないこと等)に該当しないこと
- ⑤ 特定技能外国人の活動内容に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと
- ⑥ 外国人等が保証金の徴収等をされていることを受入れ機関が認識して雇用契約を締結していないこと
- ⑦ 受入れ機関が違約金を定める契約等を締結していないこと
- ⑧ 支援に要する費用を、直接又は間接に外国人に負担させないこと
- ⑨ 労働者派遣の場合は、派遣元が当該分野に係る業務を行っている者などで、適当と認められる者であるほか、派遣先が①～④の基準に適合すること
- ⑩ 労災保険関係の成立の届出等の措置を講じていること
- ⑪ 雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること
- ⑫ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
- ⑬ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

〈法第2条の5第3項、特定技能基準省令第2条第2項〉

■受入れ機関自体が満たすべき基準(支援体制関係)

※ 登録支援機関に支援を全部委託する場合には満たすものとみなされます。

① 以下のいずれかに該当すること

ア 過去2年間に中長期在留者(就労資格のみ。)の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者(事業所ごとに1名以上。以下同じ。)を選任していること
(支援責任者と支援担当者は兼任可。以下同じ)

イ 役職員で過去2年間に中長期在留者(就労資格のみ。)の生活相談等に従事した経験を有するものの中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること

ウ ア又はイと同程度に支援業務を適正に実施することができる者で、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること

② 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること

③ 支援状況に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと

④ 支援責任者及び支援担当者が、支援計画の中立的な実施を行うことができ、かつ、欠格事由に該当しないこと

⑤ 5年以内に支援計画に基づく支援を怠ったことがないこと

⑥ 支援責任者又は支援担当者が、外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していること

⑦ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

〈法第2条の5第6項、第7項、第8項、特定技能基準省令第3条、第4条〉

■支援計画が満たすべき基準

① 支援計画にア～オを記載すること

ア 支援の内容

- ・ 本邦入国前に、本邦で留意すべき事項に関する情報の提供を実施すること
- ・ 出入国しようとする飛行場等において外国人の送迎をすること
- ・ 賃貸借契約の保証人となることその他の適切な住居の確保に係る支援、預貯金口座の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすること
- ・ 本邦入国後に、本邦での生活一般に関する事項等に関する情報の提供を実施すること
- ・ 外国人が届出等の手続を履行するに当たり、同行等をする事
- ・ 生活に必要な日本語を学習する機会を提供すること
- ・ 相談・苦情対応、助言、指導等を講じること
- ・ 外国人と日本人との交流の促進に係る支援をすること
- ・ 外国人の責めに帰すべき事由によらないで雇用契約を解除される場合において、新しい就職先で活動を行うことができるようにするための支援をすること
- ・ 支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施し、労働関係法令違反等の問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報すること

- イ 登録支援機関に支援を全部委託する場合は、委託契約の内容等
- ウ 登録支援機関以外に委託する場合は、委託先や委託契約の内容
- エ 支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職名
- オ 分野に特有の事項

- ② 支援計画は、日本語及び外国人が十分理解できる言語により作成し、外国人にその写しを交付しなければならないこと
- ③ 支援の内容が、外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、受入れ機関等において適切に実施することができるものであること
- ④ 本邦入国前の情報の提供の実施は、対面又はテレビ電話装置等により実施されること
- ⑤ 情報の提供の実施、相談・苦情対応等の支援が、外国人が十分理解できる言語で実施されること
- ⑥ 支援の一部を他者に委託する場合にあっては、委託の範囲が明示されていること
- ⑦ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

〈法第19条の26、施行令第5条、施行規則第19条の20、第19条の21〉

■登録支援機関の登録拒否事由

※ 次に掲げる登録拒否事由に該当しなければ、法人のみならず個人であっても登録が認められます。

- ① 関係法律による刑罰に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ② 心身の故障により支援業務を適正に行うことができない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者等
- ③ 登録支援機関としての登録を取り消された日から5年を経過しない者（取り消された法人の役員であった者を含む）
- ④ 登録の申請の日前5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- ⑤ 暴力団員等暴力団排除の観点から定める事由に該当する者
- ⑥ 受入れ機関や技能実習制度における実習実施者等であった場合において、過去1年間に自らの責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させている者
- ⑦ 支援責任者及び支援担当者が選任されていない者（支援責任者と支援担当者との兼任は可）
- ⑧ 次のいずれにも該当しない者
 - ア 過去2年間に中長期在留者（就労資格のみ。）の受入れ又は管理を適正に行った実績がある者であること
 - イ 過去2年間に報酬を得る目的で業として本邦在留外国人に関する各種相談業務に従事した経験を有する者であること
 - ウ 支援責任者及び支援担当者が過去5年間に2年以上中長期在留者（就労資格のみ。）の生活相談業務に従事した一定の経験を有する者であること
 - エ ア～ウと同程度に支援業務を適正に実施することができる者であること
- ⑨ 外国人が十分理解できる言語による情報提供・相談等の支援を実施することができる体制を有していない者
- ⑩ 支援業務の実施状況に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備え置かない者
- ⑪ 支援責任者又は支援担当者が一定の前科がある等の欠格事由に該当する者
- ⑫ 支援に要する費用を、直接又は間接に外国人に負担させる者
- ⑬ 支援委託契約を締結するに当たり、受入れ機関に対し、支援に要する費用の額及び内訳を示さない者

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(1/5)

令和6年4月19日時点

1 農業関係(2職種6作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
耕種農業	施設園芸	農業(耕種農業全般)
	畑作・野菜	
	果樹	
畜産農業	養豚	農業(畜産農業全般)
	養鶏	
	酪農	

2 漁業関係(2職種10作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
漁船漁業	かつお一本釣り漁業	漁業(漁業)
	延縄漁業	
	いか釣り漁業	
	まき網漁業	
	ひき網漁業	
	刺し網漁業	
	定置網漁業	
	かに・えびかご漁業	
棒受網漁業		
養殖業	ほたてがい・まがき養殖	漁業(養殖業)

3 建設関係(22職種33作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)			
さく井	パーカッション式さく井工事	建設(土木)			
	ロータリー式さく井工事				
建築板金	ダクト板金	建設(建築)		建設(ライフライン・設備)	
	内外装板金				
冷凍空調調和機器施工	冷凍空調調和機器施工	建設(ライフライン・設備)			
建具製作	木製建具手加工	建設(建築)			
建築大工	大工工事	建設(建築)			
型枠施工	型枠工事	建設(土木)		建設(建築)	
鉄筋施工	鉄筋組立て	建設(土木)		建設(建築)	
とび	とび	建設(土木)	建設(建築)		造船・船用工業(造船)
石材施工	石材加工	建設(建築)			
	石張り				
タイル張り	タイル張り	建設(建築)			
かわらぶき	かわらぶき	建設(建築)			
左官	左官	建設(建築)			
配管	建築配管	建設(ライフライン・設備)	造船・船用工業(造船)	造船・船用工業(船用機械)	造船・船用工業(船用電気電子機器)
	プラント配管				
熱絶縁施工	保温保冷工事	建設(ライフライン・設備)			
内装仕上げ施工	ブラチック系床仕上げ工事	建設(建築)			
	カーペット系床仕上げ工事				
	鋼製下地工事				
	ボード仕上げ工事				
	カーテン工事				
サッシ施工	ビル用サッシ施工	建設(建築)			
防水施工	シーリング防水工事	建設(建築)			
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	建設(土木)		建設(建築)	
ウエルポイント施工	ウエルポイント工事	建設(土木)			
表装	壁装	建設(建築)			
建設機械施工	押土・整地	建設(土木)			
	積込み				
	掘削				
	締固め				
築炉	築炉	建設(建築)			

※「工業製品製造業」及び「飲食料品製造業」については、運用要領の公表後、更新予定。

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(2/5)

令和6年4月19日時点

4 食品製造関係(11職種18作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)	
缶詰巻締	缶詰巻締	飲食料品製造業全般 (飲食料品製造業全般(飲食料品 (酒類を除く。))の製造・加工・安全 衛生))	
食鳥処理加工業	食鳥処理加工		
加熱性水産加工 食品製造業	節類製造		
	加熱乾製品製造		
	調味加工品製造		
	くん製品製造		
非加熱性水産加工 食品製造業	塩蔵品製造		
	乾製品製造		
	発酵食品製造		
	調理加工品製造		
生食用加工品製造			
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造		
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造		
ハム・ソーセージ・ベーコン 製造	ハム・ソーセージ・ベーコン 製造		
パン製造	パン製造		
そう菜製造業	そう菜加工		
農産物漬物製造業	農産物漬物製造		
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造	外食業	

5 繊維・衣服関係(13職種22作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
紡績運転	前紡工程	
	精紡工程	
	巻糸工程	
	合ねん糸工程	
織布運転	準備工程	
	製織工程	
	仕上工程	
染色	糸浸染	
	織物・ニット浸染	
ニット製品製造	靴下製造	
	丸編みニット製造	
たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造	
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製	
紳士服製造	紳士既製服製造	
下着類製造	下着類製造	
寝具製作	寝具製作	
カーペット製造	織じゅうたん製造	
	タフテッドカーペット製造	
	ニードルパンチカーペット製造	
帆布製品製造	帆布製品製造	
布はく縫製	ワイシャツ製造	
座席シート縫製	自動車シート縫製	

※「工業製品製造業」及び「飲食料品製造業」については、運用要領の公表後、更新予定。

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(3/5)

令和6年4月19日時点

6 機械・金属関係(17職種34作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)					
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業(機械金属加工)		造船・船用工業(船用機械)			
	非鉄金属鋳物鋳造						
鍛造	ハンマ型鍛造	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業(機械金属加工)					
	プレス型鍛造						
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業(機械金属加工)					
	コールドチャンバダイカスト						
機械加工	普通旋盤	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業(機械金属加工)	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業(電気電子機器組立て)	造船・船用工業(船用機械)	造船・船用工業(船用電気電子機器)	鉄道(車両製造)	
	フライス盤						
	数値制御旋盤						
	マシニングセンタ						
金属プレス加工	金属プレス	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業(機械金属加工)	造船・船用工業(船用機械)	造船・船用工業(船用電気電子機器)	鉄道(車両製造)		
鉄工	構造物鉄工	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業(機械金属加工)	建設(土木)	建設(建築)	造船・船用工業(造船)	造船・船用工業(船用機械)	鉄道(車両製造)
工場板金	機械板金	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業(機械金属加工)					
めっき	電気めっき	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業(金属表面处理)					
	溶融亜鉛めっき						
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理						
仕上げ	治工具仕上げ	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業(機械金属加工)	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業(電気電子機器組立て)	造船・船用工業(船用機械)	鉄道(車両製造)		
	金型仕上げ						
	機械組立仕上げ						
機械検査	機械検査	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業(機械金属加工)		素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業(電気電子機器組立て)			
機械保全	機械系保全	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業(機械金属加工)	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業(電気電子機器組立て)	造船・船用工業(船用機械)	造船・船用工業(船用電気電子機器)		
電子機器組立て	電子機器組立て	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業(電気電子機器組立て)		造船・船用工業(船用電気電子機器)		鉄道(車両製造)	
電気機器組立て	回転電機組立て	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業(機械金属加工)	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業(電気電子機器組立て)	造船・船用工業(船用電気電子機器)	鉄道(車両製造)		
	変圧器組立て						
	配電盤・制御盤組立て						
	開閉制御器具組立て						
	回転電機巻線製作						
プリント配線板製造	プリント配線板設計	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業(電気電子機器組立て)		造船・船用工業(船用電気電子機器)			
	プリント配線板製造						
アルミニウム圧延・押出製品製造	引抜加工						
	仕上げ						
金属熱処理業	全体熱処理						
	表面熱処理(浸炭・浸炭窒化・窒化)						
	部分熱処理(高周波熱処理・炎熱処						

※「工業製品製造業」及び「飲食料品製造業」については、運用要領の公表後、更新予定。

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(4/5)

令和6年4月19日時点

7 その他(21職種38作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)						
家具製作	家具手加工							
印刷	オフセット印刷							
	グラビア印刷							
製本	製本	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 (機械金属加工)						
プラスチック成形	圧縮成形							
	射出成形							
	インフレーション成形							
	ブロー成形	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 (電気電子機器組立て)						
強化プラスチック成形	手積み積層成形	造船・船用工業(船用機械)						
塗装	建築塗装	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業(機械金属加工)	建設(土木)	建設(建築)	造船・船用工業(造船)	造船・船用工業(船用機械)		
	金属塗装	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業(機械金属加工)	造船・船用工業(造船)	造船・船用工業(船用機械)	鉄道(車両製造)			
	鋼橋塗装	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業(機械金属加工)	建設(土木)	建設(建築)	造船・船用工業(造船)	造船・船用工業(船用機械)		
	噴霧塗装	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業(機械金属加工)	造船・船用工業(造船)	造船・船用工業(船用機械)	鉄道(車両製造)			
溶接	手溶接	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業(機械金属加工)	建設(土木)	建設(建築)	建設(ライフライン・設備)	造船・船用工業(造船)	造船・船用工業(船用機械)	鉄道(車両製造)
	半自動溶接							
工業包装	工業包装	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業(機械金属加工)			素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業(電気電子機器組立て)			
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き							
	印刷箱製箱							
	貼箱製造							
	段ボール箱製造							
陶磁器工業製品製造	機械ろくろ成形							
	圧力鑄込み成形							
	パッド印刷							
自動車整備	自動車整備	自動車整備						
ビルクリーニング	ビルクリーニング	ビルクリーニング						
介護	介護	介護						
リネンサプライ	リネンサプライ仕上げ							
コンクリート製品製造	コンクリート製品製造							
宿泊	接客・衛生管理	宿泊						
RPF製造	RPF製造							
鉄道施設保守整備	軌道保守整備	鉄道(軌道整備)						
ゴム製品製造	成形加工							
	押し加工							
	混練り圧延加工							
	複合積層加工							
鉄道車両整備	走行装置検修・解ぎ装	鉄道(車両整備)						
	空気装置検修・解ぎ装							
木材加工	機械製材	木材産業(製材業、合板製造業などに係る木材の加工工程及びその附帯作業等)						

※「工業製品製造業」及び「飲食料品製造業」については、運用要領の公表後、更新予定。

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について(5/5)

令和6年4月19日時点

○ 社内検定型の職種・作業(2職種4作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
空港グランドハンドリング	航空機地上支援	空港グランドハンドリング
	航空貨物取扱	
	客室清掃	
ボイラーメンテナンス	ボイラーメンテナンス	

※「工業製品製造業」及び「飲食料品製造業」については、運用要領の公表後、更新予定。

特定技能1号における分野と技能実習2号移行対象職種との関係について

1 介護

職種名	作業名
介護	介護

2 ビルクリーニング

職種名	作業名
ビルクリーニング	ビルクリーニング

3 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造
	非鉄金属鋳物鋳造
鍛造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト
	コールドチャンバダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処	陽極酸化処理
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計
	プリント配線板製造
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形
	ブロー成形
塗装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
溶接	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装

4 建設

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事
	ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金
	内外装板金
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
とび	とび
石材施工	石材加工
	石張り
タイル張り	タイル張り
かわらぶき	かわらぶき
左官	左官
配管	建築配管
	プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事
	カーペット系床仕上げ工事
	鋼製下地工事
	ボード仕上げ工事
	カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウエルポイント施工	ウエルポイント工事
表装	壁装
建設機械施工	押土・整地
	積込み
	掘削
	締固め
築炉	築炉
塗装	建築塗装
	鋼橋塗装
溶接	手溶接
	半自動溶接
鉄工	構造物鉄工

※「工業製品製造業」及び「飲食料品製造業」については、運用要領の公表後、更新予定。

特定技能1号における分野と技能実習2号移行対象職種との関係について

5 造船・船用工業

職種名	作業名
とび	とび
配管	建築配管
	プラント配管
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造
	非鉄金属鋳物鋳造
機械加工	普通旋盤
	数値制御旋盤
	フライス盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計 プリント配線板製造
強化プラスチック成形	手積み積層成形
塗装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
	手溶接
溶接	半自動溶接

6 自動車整備

職種名	作業名
自動車整備	自動車整備

7 航空

職種名	作業名
空港グランドハンドリング	航空機地上支援
	航空貨物取扱
	客室清掃

8 宿泊

職種名	作業名
宿泊	接客・衛生管理

9 自動車運送業

職種名	作業名
該当なし	

10 鉄道

職種名	作業名
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
塗装	金属塗装 噴霧塗装
溶接	手溶接 半自動溶接
鉄道施設保守整備	軌道保守整備
鉄道車両整備	走行装置検修・解ぎ装 空気装置検修・解ぎ装

11 農業

職種名	作業名
耕種農業	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業	養豚
	養鶏
	酪農

12 漁業

職種名	作業名
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
かに・えびかご漁業	
養殖業	棒受網漁業
	ほたてがい・まがき養殖

13 飲食料品製造業

職種名	作業名
缶詰巻締	缶詰巻締
食鳥処理加工業	食鳥処理加工
加熱性水産加工 食品製造業	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
非加熱性水産加工 食品製造業	くん製品製造
	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
	調理加工品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
パン製造	パン製造
そう菜製造業	そう菜加工
農産物漬物製造業	農産物漬物製造

14 外食業

職種名	作業名
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造

15 林業

職種名	作業名
該当なし	

16 木材産業

職種名	作業名
木材加工	機械製材

※「工業製品製造業」及び「飲食料品製造業」については、運用要領の公表後、更新予定。

在留資格「特定技能」についての問合せ先(法務省)

(制度全般、入国・在留手続、登録支援機関等について)

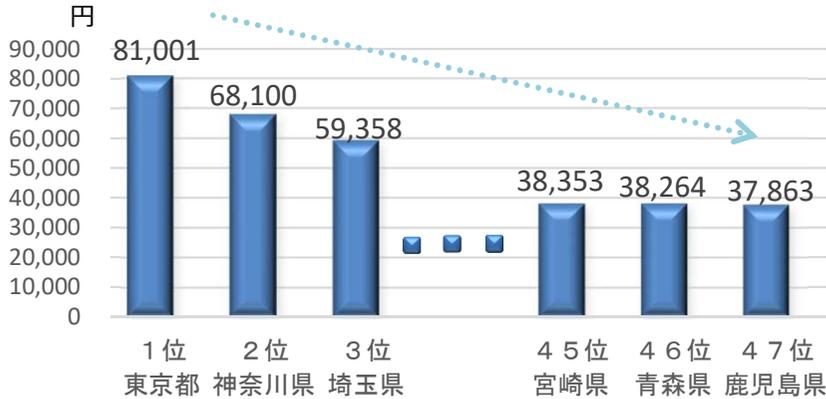
官署担当部門名	所在地	連絡先(担当部門番号)
札幌出入国在留管理局 審査部門	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎	0570-003259 (内140#)
仙台出入国在留管理局 審査第二部門	〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第二法務合同庁舎	0570-022259 (内21#)
東京出入国在留管理局 就労審査第三部門	〒108-8255 東京都港区港南5-5-30	0570-034259 (内330)
東京出入国在留管理局横浜支局 就労・永住審査部門	〒236-0002 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7	0570-045259 (内20)
名古屋出入国在留管理局 就労審査第二部門	〒455-8601 愛知県名古屋市中区正保町5-18	0570-052259 (内310#)

官署担当部門名	所在地	連絡先(担当部門番号)
大阪出入国在留管理局就労審査第二部門	〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北一丁目29番53号	0570-064259 (内231)
大阪出入国在留管理局神戸支局 審査部門	〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎	078-391-6378
広島出入国在留管理局 就労・永住審査部門	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎内	082-221-4412
高松出入国在留管理局 審査部門	〒760-0011 香川県高松市浜ノ町72-9	087-822-5851
福岡出入国在留管理局 就労・永住審査部門	〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎	092-831-4144
福岡出入国在留管理局那覇支局 審査部門	〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎	098-832-4186

【参考】出入国在留管理庁ホームページ「特定技能制度」その他(問合せ先(制度全般、各分野等)・各種お知らせ・リンク集(分野所管行政機関のホームページ)等)
http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanr01_00130.html

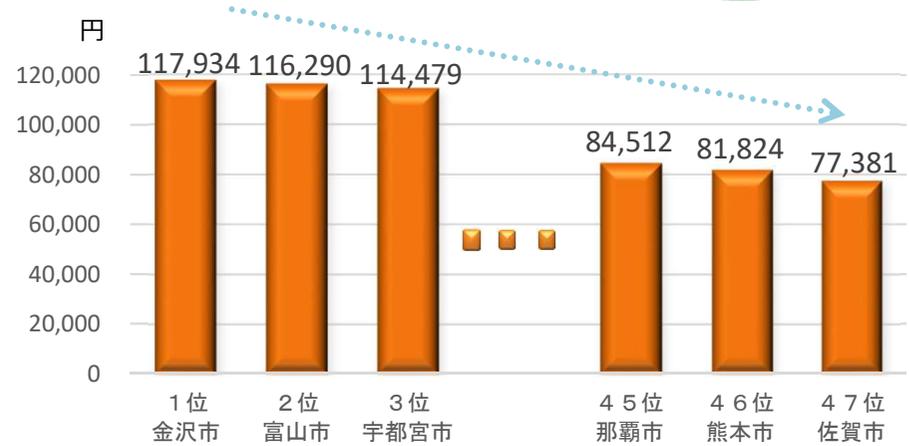
地方で就労することのメリット(生活費の水準等)

1か月当たり家賃



※総務省統計局住宅・土地統計調査(2018年)により作成

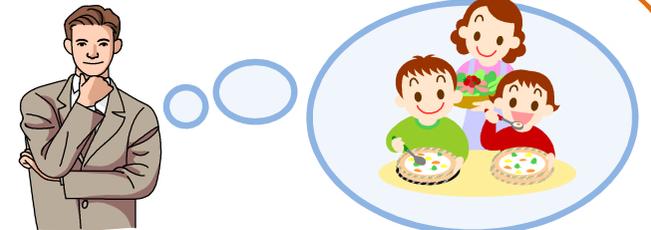
1か月当たり生活費



※総務省統計局家計調査(2022年、都道府県庁所在市別1世帯当たりの1か月の収入と支出(総世帯)により作成
 ※生活費は食料、光熱・水道、被服及び履物、保健医療の合計

1か月に得られる所得(手元に残る金額)

- 家賃についての全国比較
 東京都 (1位) : 81,001円 ..①
 鹿児島県(47位) : 37,863円
 差額 : 43,138円
- 生活費についての全国比較
 東京都区部(5位) : 112,587円 ..②
 佐賀市 (47位) : 77,381円
 差額 : 35,206円



- **1か月の報酬から上記数値(家賃、生活費)を減算することにより、1か月に得られる所得(手元に残る金額)をある程度予測することが可能**

例1(都市部の場合): 229,700円(注1) (1か月の報酬) - (①(家賃)+②(生活費)) = 36,112円 (手元に残る金額)
 例2(地方の場合) : 184,400円(注1) (1か月の報酬) - (38,353円(注2)(家賃)+96,924円(注3)(生活費)) = 49,123円 (手元に残る金額)

(注1) 厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査」に基づき作成。東京都(1位)及び宮崎県(47位)における20~24歳の場合の所定内給与額。
 (注2) 宮崎県(45位)における1か月当たり家賃。(注3) 宮崎県(30位)における1か月当たり生活費。

- **地方は、都市部に比べ家賃・生活費が少ないため、賃金面でも就労するメリットがある。**

介護分野における特定技能外国人の受入れ事例

受入施設等の紹介

- ・法人所在地：北海道札幌市中央区
- ・事業内容：介護事業
- ・外国人材の受け入れ実績：特定技能外国人 4 人
※外国人職員の受入れ状況（2021年3月現在） 14人
日本人の配偶者等の身分系在留資格10名（フィリピン他）



（特定技能外国人の 配属事業所：東京都大田区）

受入施設等の特色

- ✓ 今後の人材戦略上、外国人介護職員は必要不可欠と考え、特定技能外国人の受入れを決定。将来にわたる安定的な人材確保のため、国として労働力の送出しを推奨しているフィリピンから受け入れることとした。
- ✓ 登録支援機関には、人材の斡旋や入国後の生活支援等を依頼。駐日フィリピン共和国大使館海外労働事務所（POLO）とのやり取りのフォローも受けている。
- ✓ 介護福祉士国家資格取得等、特定技能外国人のキャリア支援のため、グループ内の研修施設を活用し人材教育・育成に取り組むこととしている。

手続きのポイント

- ✓ フィリピン人労働者の受入れにあたって、現地政府及び、駐日フィリピン大使館・総領事館が求める事前手続きが多岐にわたっています。
- ✓ フィリピン政府認定送出し機関を経由する必要があります。

受入施設等の取り組み、工夫

- ✓ 法人の人材戦略上、外国人介護職員の受入れは必要不可欠と判断。特に首都圏において人材の確保に苦慮していたため、特定技能外国人の受入れを決定。
- ✓ 登録支援機関には、人材の斡旋や入国後の生活支援等を依頼。
- ✓ 送出し機関は登録支援機関の繋がりがあるところを利用。介護以外の職種での技能実習経験者が多く、日本語能力や日本の習慣・文化への理解度が高い人材の中から採用を行っている。
- ✓ すでに介護職員として働いている日本人の配偶者等のフィリピン人職員から助言をもらいながら、受入れ体制構築・環境整備に取り組んでいる。
- ✓ 特定技能外国人の介護福祉士国家資格取得等のため、グループ内の研修施設での教育等、法人として支援していく予定。

受入に関するアドバイス

駐日フィリピン共和国大使館海外労働事務所とのやり取りは、登録支援機関からフォローをしてもらいながら行いました。書類作成、面接において、どのような点に留意すべきかなどのアドバイスを受けました。

介護分野における特定技能外国人の受入れ事例

受入施設等の紹介

- ・法人所在地：北海道寿都郡黒松内町
- ・事業内容：児童養護・介護・障がい者福祉施設・認定保育園の運営等
- ・外国人材の受け入れ実績：特定技能8人（カンボジア）
※外国人介護職員の受入れ状況（2021年3月現在） 26人



（辞令交付式の様子）

受入施設等の特色

- ✓ 特定技能外国人受入れのノウハウと経験蓄積のため、登録支援機関と契約せず、法人職員が中心となって対応。自ら監理団体を起ち上げ、技能実習生を受け入れてきた経験が役立っている。
- ✓ 特定技能に大きな可能性を感じており、技能実習生も本人の希望を踏まえて特定技能に移行予定。介護福祉士国家資格取得支援も進めていくことを考えている。
- ✓ 外国人材の受入れが、「第4次黒松内町総合計画前期基本計画」の重点プロジェクトに位置付けられるなど、地域全体で取り組んでいる。

受入施設等の取り組み、工夫

- ✓ 2か所の送出し機関および教育協力機関と連携しており、受け入れた職員は全員、介護教育に特化した「カンボジア日本技術大学」の出身。
- ✓ 登録支援機関とは契約せず、法人職員が対応。
- ✓ 受入れにあたり、法人で地域の空き家を買取り、改修して外国人職員専用の宿舎を用意。生活用品は町内で余った家具などを寄付してもらった。
- ✓ 留学生や技能実習生が「先輩」としてサポートしている。
- ✓ 外国人材の受入れが町の総合計画の重点プロジェクトに位置付けられるなど、地域全体で外国人材を受け入れている。

在留資格「特定技能」で働く皆さんの声

- ✓ 広島県で技能実習生（機械整備）だった時に、上司の祖母が自宅で介護を受けている様子を見て素晴らしいと思いました。日本の介護を学びたいと思い、カンボジア日本技術大学に入りました。

受入に関するアドバイス

- ✓ これまでの経験と比較すると、カンボジアとの手続きはとてもスムーズでした。ビザの発給も1週間程度で対応してもらえました。
- ✓ 一度受入れを決めたら、法人一丸となり、強い気持ちで進めていくことが重要だと思います。大変なことがあっても乗り越えられます。

美濃工業株式会社

【所在地】 中部地方 【従業員数】 830人 【分野】 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業

外国人の受入状況：2022年7月現在

- 特定技能1号のタイ人78名、フィリピン人3名を受入れ中。
- その他の外国籍社員が14名（国籍はタイ、中国、ベトナム等）、技能実習生が67名（国籍はタイ）。

▶ 特定技能外国人材の受入れの目的・理由

- 業務拡大の中で人手を必要としているが、なかなか日本人の技能工が採用できず、特定技能の人材を充てていきたいと考えている。
- 特定技能の終了後に自社の海外拠点で働いてくれることにも期待している。

▶ 特定技能外国人材の採用方法

- 特定技能外国人材は、自社での技能実習2号修了者を採用した（在留資格切替と一度帰国した方の再来日）。
- また、外国籍の正社員として、①日本の大学留学経験者を採用すると共に、②日本人と結婚した元技能実習生等を採用し、特定技能外国人材と一緒に働いてもらうことにより、外国人同士の良い関係性が構築できるように工夫している。



鑄造工程（メイン業務）



加工検査工程（付随作業）

▶ 特定技能外国人材の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 日本語能力の高い特定技能外国人材が作業要領書をタイ語へ翻訳すると共に、業務上のマニュアルもタイ語で整備している。
- 技能実習生と特定技能外国人材をはじめ、外国人をラインに混在させることにより、外国人同士で技能伝承ができるようになっている。
- 日本に不慣れな技能実習生が体調不良になったときには、特定技能外国人材が親身になって付き添い等をしてきている。
- 社内外の行事にも、分け隔てなく積極的な参加を促し、社内運動会や社員旅行、地域のお祭り等で交流を図っている。



タイ語作業要領書



運動会（ミノリンピック）、地域の夏祭りへの参加

▶ 特定技能外国人材 本人の声

- Aさん：日本人は皆優しく、会社のイベントも多く、仕事もプライベートも充実しています。
- Bさん：日本に来るまではとても不安でしたが、先輩や上司が丁寧に教えてくれたので、今では頼りにされていてうれしいです。

株式会社府中テンパール

【所在地】中国地方 【従業員数】166人 【分野】素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業

外国人の受入状況：2022年7月現在

- 特定技能1号のベトナム人、5名を受入れ中（1名申請中）。
- その他、技能実習生が10名（国籍はベトナム・ミャンマー）。

▶ 特定技能外国人材の受入れの目的・理由

- 国籍問わず、また在留資格を問わず人材が財産だと考えており、個々の成長を願い、技能実習生の受入れを継続してきた。
- 単純業務でもなく、極めて高い技術やスキルがなければできない業務でもないような、中間技能の業務を担える人材が不足。技能実習を当社で3年間経験し、関係性も築けている技能実習生を特定技能1号として再度受け入れたいという思いを持っていた。

▶ 特定技能外国人材の採用方法

- 自社で技能実習2号修了者を採用（一度帰国した後に再来日）。技能実習修了者の中から特に即戦力として期待したい人材について、特定技能1号への在留資格変更を行った。
- また、技能実習受入れ時点で、必ず社長が現地で面接を実施。受入れを決めた実習生には、働くことを通して社会に貢献する喜びや、これまで育ててくれた親への感謝を実感してもらうため、ベトナム現地の孤児院に行くことにしている。
- 特定技能1号として受け入れるにあたっては、本人の保護者にも会いに行き、お子さんがこれからさらに最長5年間、日本で働くことについての意思確認と同意の場を持つようにしている。
- 登録支援機関は利用していない。20年以上の技能実習生の受入れ経験から、外国人受入れに係るノウハウが相当蓄積しているためである。

▶ 特定技能外国人材の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 地域の清掃活動や、お祭りへの参加、社内イベントの企画・運営等、企業内外の活動にも積極的に関わってもらっている。特に、少子高齢化により地域のお祭りが存続危機になっていたが、町内会から相談を受け、10年前から実習生たちが参加し、盛り上げている。
- 日本語能力向上のため、毎年7月と12月に実施される日本語能力試験を受験する技能実習生、特定技能外国人材を対象に、試験の2～3カ月前から、N2・N3にクラス分けをして、週2～3回の日本語勉強会を開催している（周辺の他社に在籍する技能実習生等も参加）。
- 日本人職員と同様、給与の支払い時には、明細と一緒に、社長から労いの気持ちを書いたメッセージを日本語、母国語で添えて、お礼を伝えている。



お祭りへの参加



社内での日本語勉強会



メッセージ付の給与明細

▶ 特定技能外国人材 本人の声

- 日本に来たころは苦労ばかりでしたが、仕事をして自分が強くなり、家族を助けていることに気づくことができました。仕事に慣れてきた今、次の目標は、より速く良い製品を作れるようになることです。
- 日本人の考え方やマナー、サービス等も学んでベトナムに持ち帰りたいです。日本に来て、自分が思っていた能力以上のことができるようになって成長できたと感じます。

先進的な受け入れ企業の取組み例（建設分野）

受入企業の紹介

- ・会社名：コンクリートポンプ株式会社（岐阜県）
- ・許可業種：とび土工事業

受入企業の取組み、工夫

- ✓ 資格取得の為に勉強会を実施する。職長安全衛生責任者教育などの特別教育講習等は日本語で行われるため、事前にテキストの内容を会社で教え、講習に参加して確実に資格を積み重ねていく。企業側は外国語を独学で習得し、母国語で参考書の解説も行った。
- ✓ 寮がある町内会の行事には積極的に参加し、ごみ出しや清掃の当番なども担当。こうした活動を続けるうちに、外国人が周辺に住むことに戸惑いがあった地域の人たちとの交流も生まれ、今は溶け込んでいる。
- ✓ コロナ以前は毎年社員旅行や毎月一回食事会を開催。コロナ時は食材の差し入れを行い、その都度個別に相談にも乗り、お互いに信頼関係を作っていく。

活躍の様子

- ✓ 技能検定1級に合格、職長・安全衛生責任者教育も修了し、現場の主任技術者として登録。全国初の特定技能2号の認定を受ける。
- ✓ 優秀外国人建設就労者表彰(国土交通省)を2度受賞。
- ✓ 2級技能士の資格取得後は職長教育を受け、作業主任者として現場をまとめる立場となった。安全に配慮しながら円滑に作業できるように、作業員の性格やスキルを把握するために、作業前のコミュニケーションを心掛けながら仕事をしている。後輩たちの面倒見も良く、現場だけでなく、資格試験の指導も会社と協力して行っている。



就労者の紹介

- ・中国人男性
- ・職種：コンクリート圧送

本人の声

- ✓ 初めて日本に来た時は、言語の問題が大きく生活に苦労した。
- ✓ 資格試験に合格し、建設キャリアアップシステムのシルバーを貰い、大きな現場を任せられるようになり、やりがいを感じている。
- ✓ 特定技能2号を取得できたことはとても嬉しい。現在は中国にいる家族の滞在(家族の在留資格認定証明書は取得済み)に向け、準備を進めている。家族とは毎日、テレビ電話を通じてやり取りをしているが、一日でも早く一緒に暮らせる日を心待ちにしている。



先進的な受け入れ企業の取り組み例

受入企業の紹介

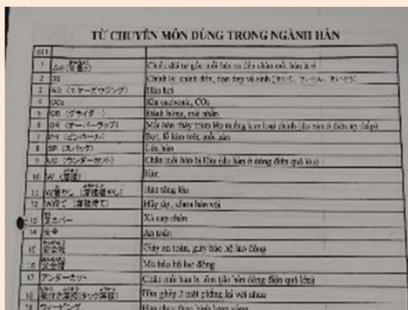
- ・企業名：造船所A社
- ・所在地：広島県
- ・全従業員数：200名以上
- ・国籍：ベトナム

受入企業の紹介

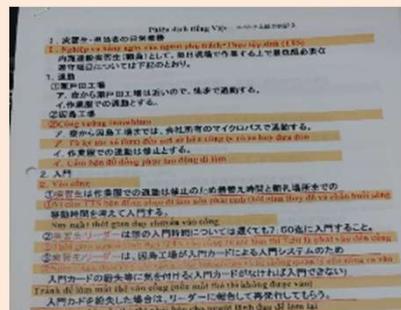
- ・企業名：造船所B社
- ・所在地：岡山県
- ・全従業員数：100名以上
- ・国籍：フィリピン

母国語翻訳① ～技能スピードの向上、作業効率化の実現～

- ✓ 専門用語についての用語集を作成
 - ・現場作業で頻出する専門用語について、用語集を作成。
 - ・日本語のほか、ベトナム語も併記し、理解力の向上につなげている。
 - ・現場からは、日本人班長による指示等についてもスムーズに理解できるようになったという声がある。
- ✓ 母国語翻訳の作業マニュアルを作成・配布
 - ・外国人従業員の技能習得スピードを向上させるため、母国語に翻訳したマニュアルを作成。
 - ・入社後に実施している研修にて、ベトナム語が併記されている作業マニュアルを外国人従業員全員に配布。
 - ・日本語での記載についても、ひらがなやカタカナで記載しているほか、イラストを用いており、外国人従業員が理解しやすいものになっている。



専門用語集



作業マニュアル

母国語翻訳②～安全意識の徹底・従業員の体調把握～

- ✓ 一目見てわかる掲示板
 - ・工場内掲示板は、ベトナム語を併記。
 - ・掲示板には、写真を用いて良い例と悪い例を掲載し、誰もが一目見て理解できるものとなっている。
 - ✓ 外国人従業員の体調把握
 - ・外国人従業員が答えやすいように母国語の問診票を活用
 - ・問診票の活用により、通訳が不在でも具体的な症状等を把握することが可能。
 - ・病院でも、医師の診療がスムーズに進むようになったという声がある。
 - ・問診票は、21言語12科目あり、誰でも無料でダウンロードすることが可能。
- 参考：「多言語医療問診票」 <https://kifjp.org/medical/>



工場内掲示板



問診票

受入企業 A

【受入企業の経営体概要】

所在地：埼玉県 工員：21名

【特定技能外国人の情報】

受入時期：令和元年9月

人数：1名 国籍：フィリピン

【受入れ機関の取組みの一例】

- ・住居については、安価な社宅費にて借上げ住宅（2DK）提供
- ・社会貢献の希望から、ボランティア活動（富士山清掃）に参加

【特定技能外国人の主な業務】

- ・定期点検整備（例：トランスミッションオイル量の確認）



《定期点検整備の様子》



《ボランティア参加風景》

【好事例】

- ・同職場及び近隣の系列工場に6名いる自動車整備職種の技能実習生に対して仕事やプライベートの相談や指導を行っており、職場の雰囲気も非常に良好

受入企業 B

【受入企業の経営体概要】

所在地：広島県 工員：22名

【特定技能外国人の情報】

受入時期：令和元年10月

人数：1名 国籍：フィリピン

【受入れ機関の取組みの一例】

- ・個人別の目標の設定と、上長による定期的な評価フィードバックを実施。その結果を給与に反映させることでモチベーション向上
- ・日本の国家資格である「自動車整備士資格」を取得するという目標があることから勉強会を実施
- ・母国の家族との連絡を取りやすくするため、WI-FIを設置

【特定技能外国人の主な業務】

- ・定期点検整備（例：排ガス発散防止装置の配管の損傷及び取り付け状況の確認）
- ・分解整備（例：ブレーキキャリパの取り替え）



《定期点検整備の様子》



《分解整備の様子》

受入企業の紹介

- ・本社所在地：東京都
- ・特定技能外国人の出身国：モンゴル・フィリピン
- ・受入開始：令和2年度より

受入企業の取り組み、工夫

○就労状況等のフォローアップ

- ✓ 外国籍従業員による母国語での業務研修や、日常生活における指導等も含めて対応を行っている。
- ✓ 定期的に生活面や仕事上のことなどの面談を実施し、問題解決や改善を図っている。

○生活サポート

- ✓ 賃貸住宅の借用に際し、身元保証など会社として支援している。
- ✓ 基本的な生活必需品（寝具、冷蔵庫、炊飯器、調理器具等）は会社支給。
- ✓ その他、買物等の移動用として寮に自転車を配備している。

○日本語研修

- ✓ 社内にて、日本語が上達できる様に日本語の勉強会を開いている。
- ✓ また、自己の成長度合いを確認できる様、日本語検定制度を社内です設けるなど、日本での生活が充実する応援をしている。


 業務の様子
(機内清掃)


日本語研修の様子



受入れ式の様子

受け入れ企業の声

- ✓ これまで当分野では妥当な在留資格がなく留学生アルバイトに頼っていたが、特定技能外国人を採用することで、社員として責任ある仕事を任せられるようになり、仕事の品質も上がった。

実習生の声

- ✓ もともと航空業界に興味を持っており、この会社に入れてよかった。
- ✓ 就業前・就業後のサポートが充実しており、大変感謝している。
- ✓ 航空分野の特定技能資格試験を取得し、採用試験を受けて就職した。アルバイトから社員として働けるようになって良かった。
- ✓ 仕事は楽しく困っていることはない。わからないことは必ず聞いて解決している。
- ✓ お給料が良く、満足しています。

宿泊分野における特定技能外国人材の受け入れ企業の取組み例

受入企業の紹介

- ・所在地：長野県
- ・特定技能外国人材の出身国：ミャンマー、ネパール等
- ・受入開始：平成27年度頃より

受入企業の取組み、工夫

- 個々のビジョン・目的に合わせたキャリアプランの作成・業務の割り当て
 - ✓ 従事する業務は、帰国後のビジョンや日本でのキャリア展望に合わせてカスタマイズする。例えば、5年で帰国を考えている場合、極力帰国後のビジョンに即した業務を、日本で長期的に宿泊業の経験を積みたい場合はローテーションを軸にしつつも、専門性も身につけられるようキャリアプランを作成し、業務を割り当てている。
- きめ細やかな生活サポート
 - ✓ 社員寮を完備。
 - ✓ 生活必需品の買い出しは社員用バスを用意し支援。
- レベル別の日本語教育
 - ✓ 自社で週1回、日本語研修を実施。日本語能力検定前には対策授業を行っている。
 - ✓ 日々の会話の中から、日本語能力向上に繋がるよう、日本人スタッフが積極的に会話を実施。



外国人材の声

- ✓ 主にレストランサービス業務等に従事している。役職に登用されるチャンスがあり、やりがいがある。
- ✓ お客様から直接声を掛けられたり、アンケートで自分の名前を挙げて評価を受けたりする機会が多く、モチベーションになっている。
- ✓ 生活で困ったことがある場合は、池の平ホテル&リゾートのスタッフがサポートしてくれるため、生活に満足している。
- ✓ スタッフみんなが仕事をしやすく楽しむ現場を作る必要がある。お客様の満足できるサービス提供もしたいので、やりがい大きい。
- ✓ 日本の接客業を自分の国でも広げていきたい。
- ✓ お客様がどういうことを考えているのか想像しながら働くのは難しいですが、やりがいがあり楽しいと思っています。
- ✓ 全て教えてもらってから勉強するのではなく、自分が分からないときは隣の先輩に聞いたり自分で見て勉強して頑張りたい。

取組の効果と今後の展望

- キャリアアップのための特定技能の積極的活用と外国人材の学びのモチベーションにつながる制度づくり
 - ✓ 特定技能制度によって、外国人材の携わることができる業務の幅が広がったことは、国内人材同様に、外国人材を育成できるチャンスと捉えている。宿泊業界で働くことで身につけられるスキルを明確に、学びのモチベーションアップ、キャリアアップにつながる制度づくりとともに、様々な業務で貢献してくれる貴重な人材としてより一層育成に力を入れたい。
- ✓ 外国人材は仕事に対する価値観が日本人とは大きく異なる。意見の食い違いが生じることもあるが、対話を重視し、都度面談をして互いの理解を深めている。日本人も同世代のグローバル人材に刺激を受け、相互に尊重し、理解しあえる関係を構築している。今後は、帰国した元スタッフが母国で立ち上げた事業との協業など、人とのつながりによるグローバル展開も目指したい。

農業

特定技能

【受入れ機関概要】（令和4年3月現在）

○所在地：千葉県山武郡横芝光町

○従業員：日本人15名 外国人10名（インドネシア、タイ）
計25名

○主な作物：水稻、長ネギ

- ☆ J G A P 認証（※）を取得。
- ☆ 従業員が働き続けたいと思える環境づくり。

（※） 食品安全・労働安全・環境保全・人権福祉など持続可能な農場経営への取組みに関し、日本の標準的な農場にとって必要十分な内容を網羅した基準。

【取組状況】

- ・ 一般企業と同じような労働環境を整備したいと考え、法人化。
- ・ 会社で費用負担し、機械免許の取得を支援。積極的に機械類の操作も教えている。
- ・ 日本人、外国人が共通して昇給できる仕組みを整備。
- ・ 母国語で注意書きを掲示するとともに、細かいニュアンスを伝える場面ではテレビ電話を利用して通訳を介して説明。

【その他】

- ・ 休日は原則週休2日。
- ・ 日常で気軽に使えるよう外国人従業員用の自動車を購入予定。



農作業の風景

漁業

技能実習

【受入れ機関概要】（令和3年3月現在）

○漁業種類：いか釣り

○所在地：石川県

○実習生：135人（インドネシア）

【受入れ機関の取組】

○カレンダー制作活動

- ・ 故郷の絵が描かれたインドネシアのカレンダーを作成し、各自がインドネシアの家族に送って元気を届けるメッセージ活動を実施。

○DVD制作活動

- ・ インドネシア人漁業実習生バンドを結成（バンド名：チュミ・ボーイズ*）し、「インドネシアがんばれ」と題したインドネシアの歌を収録したDVDを製作。インドネシア大使館にプレゼント。

* 「チュミ」はインドネシア語で「イカ」を意味する

○スピーチコンテスト

- ・ 県内の外国人在住者を対象とした日本語スピーチコンテストの出場枠8名に定置漁業実習生1名が選出。「想像と現実」という演題で、実習生として選ばれた時の喜びや、日本に来るまでに描いていた日本への空想と実際に石川県珠洲市での生活が始まり気づいた大きな違いについて発表。



カレンダーに描かれた故郷の絵



スピーチコンテスト

飲食料品製造業

【受入れ機関概要】（令和4年3月現在）

特定技能

- 所在地：三重県
- 事業内容：糸引納豆製造販売
- 従業員数：約100名

【外国人材の受入れ状況】

受入れ数：4名（内訳：ベトナム人）

【受入れ機関の取組】

- ・14年ほど前から技能実習生を受け入れ、人材不足を補うために特定技能外国人材を採用。
- ・外国人とのコミュニケーションを図るため、外国人が日本人従業員に母国の言葉を教える講習会を開催。実際に言葉を学ぶことにより、相手国の事情や文化が理解でき、従業員同士のコミュニケーションがより円滑に図られている。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以前は行っていたボランティアの清掃活動やバーベキューなどの社内行事も、相互理解を深めるため状況を見て今後開催を検討。
- ・社内や社外の公的な資格取得を促進し、一人でも責任ある仕事ができる人材に成長できるよう、企業としてのサポートを継続する。



← 職場での特定技能の方の就労状況 ↑

外食業

【受入れ機関概要】（令和2年2月現在）

特定技能

- 所在地：大阪府
- 店舗数：7店舗 従業員：約80人
- 業態：餃子・ラーメン・中華料理店

【外国人材の状況】

Dさん（男性・26歳・ベトナム出身・2017年来日・N4取得）
受入れ開始：令和元年8月

【受入れ機関の取組】

- ・会社として様々な在留資格の外国人を採用し、いくつかのキャリアプランを策定している。
- ・外国人には、繁忙で仕事に追われる都心立地店ではなく、あえて郊外店でしっかり日本語や習慣を身につけてもらいつつ、店では中心スタッフとして働いてもらうことで本人のやる気向上を図っている。更に、地方店に外国人を配置することで、地域の人材不足解消も目指している。
- ・同じ出身国のマネージャによりアドバイスを受けられるようにすることで、外国人にとって働きやすい体制となるよう心がけている。



Dさんが働くお店の外観



厨房に立つDさん

受入企業の紹介

業種：ビルメンテナンス企業 所在地：東京都、神奈川県
 在留資格別人数：技能実習生53名、特定技能5名（全員ベトナム出身）
 受入開始：実習生は2016年8月～、特定技能は2019年10月～

受入企業の取組や工夫

○企業単独型の強みを生かした教育

入国前後の研修にビルクリーニングのプログラムを取り入れることにより、より深い教育が実現し、実習開始がスムーズに

○評価制度・福利厚生の充実

- ・日本語検定、ビルクリーニング技能試験、社内評価試験に合格すると基本給が昇給するなど、技能実習・特定技能の賃金改定規程を作成
- ・実習修了後の目標設定と昇給額を明確化することにより、外国人材のモチベーションが向上
- ・グループ会社間でボーリング大会、登山イベントなどの社内交流を実施し、日本人・外国人材のチームワークを強化

○生活面のサポート

- ・自社宿舎を用意し、先輩との同居により生活面の不安を解消
- ・携帯電話、Wi-Fi無料提供により母国の家族と通話できる環境を整備
- ・ベトナム人の通訳を雇用し、母国語での相談に応じることや病院へ同行することで不安解消



<登山イベント>

特定技能外国人の紹介

ベトナム人女性 27歳
 日本語能力試験N3合格
 技能実習2号修了後、特定技能に

特定技能外国人の声

- ・来日前は不安だったけど、会社がサポートしてくれたので、早く生活に慣れることができた
- ・日本のビルクリーニング技術、日本語、日本の文化を理解できたので、この会社で働けてよかった
- ・将来は、ベトナムで日本語関係の仕事や、日本に行きたい人の手伝いをしたい



受入企業の声

- ・当社では、技能実習2号修了者のステップアップとして、特定技能制度を活用している。技能実習の期間を含め最大8年間の就労が見込まれるため、技能実習生に対する指導といった活躍を期待している。
- ・契約先からは、特定技能外国人の働きぶりに対し、「実習生の頃より責任感が強くなって頑張っている」との評価をいただいている。
- ・特定技能外国人自身も、実習生から正規職員になったことで、実習生の時よりも高度な仕事を任せられ、やりがいを持って仕事をして

技能実習（3年）

特定技能（5年）

8年

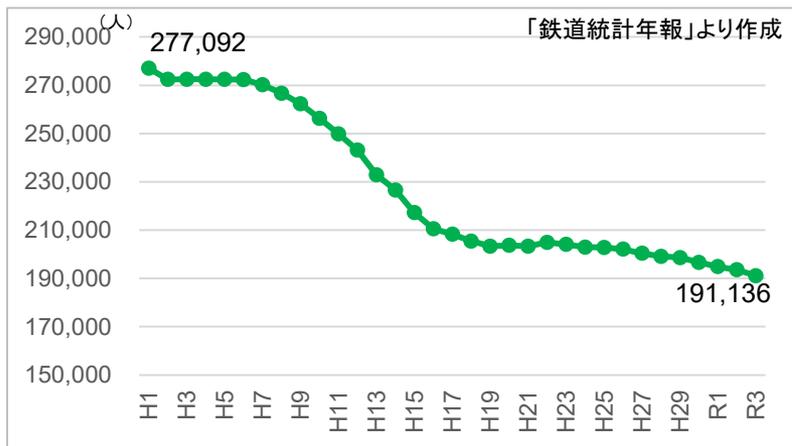
55

2. 鉄道分野における受入れに係る事項

鉄道分野における人手不足の状況

○鉄道業界では、保線等に従事する作業員の不足による終電の繰り上げや、運転士の不足による運行本数の減便等が発生しており、人手不足への対応が喫緊の課題となっている。

➤ 鉄道事業者の職員数の推移

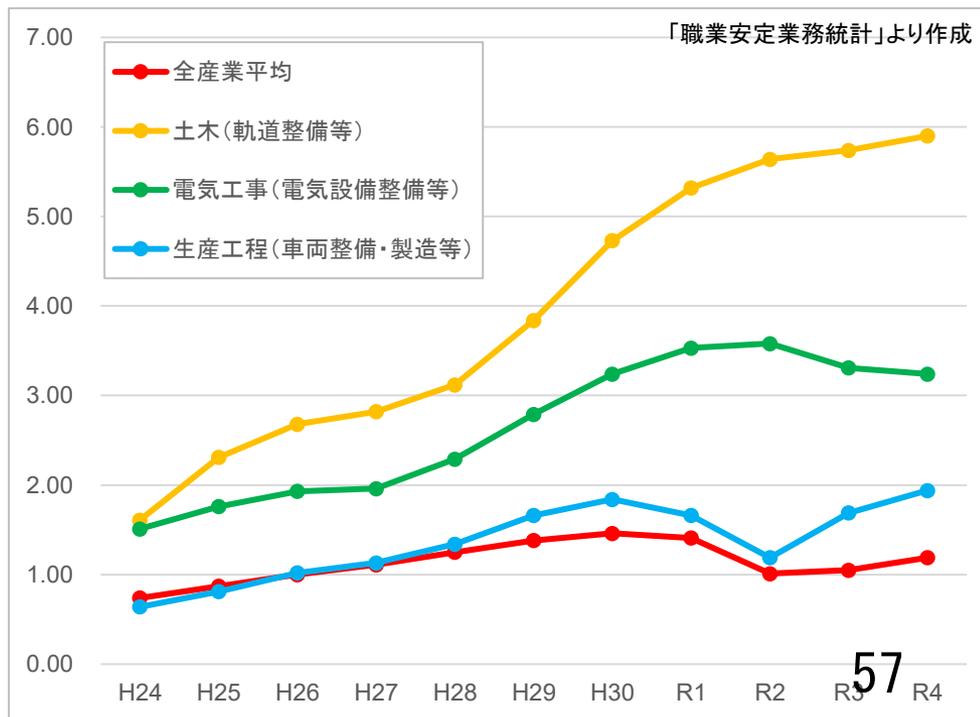


➤ 鉄道分野の有効求人倍率

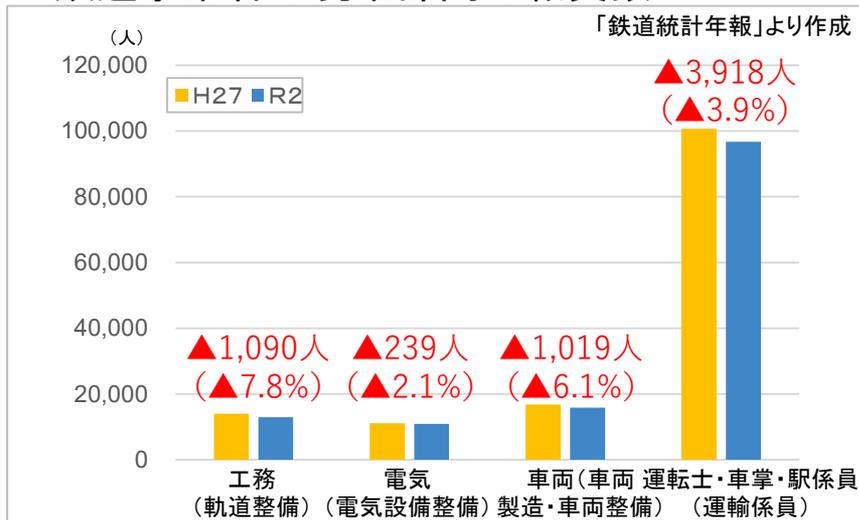
令和4年度
3.59倍(全産業平均 1.19倍)

「鉄道分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」及び「一般職業紹介状況」より抜粋

➤ 有効求人倍率の推移(工事関連業務)

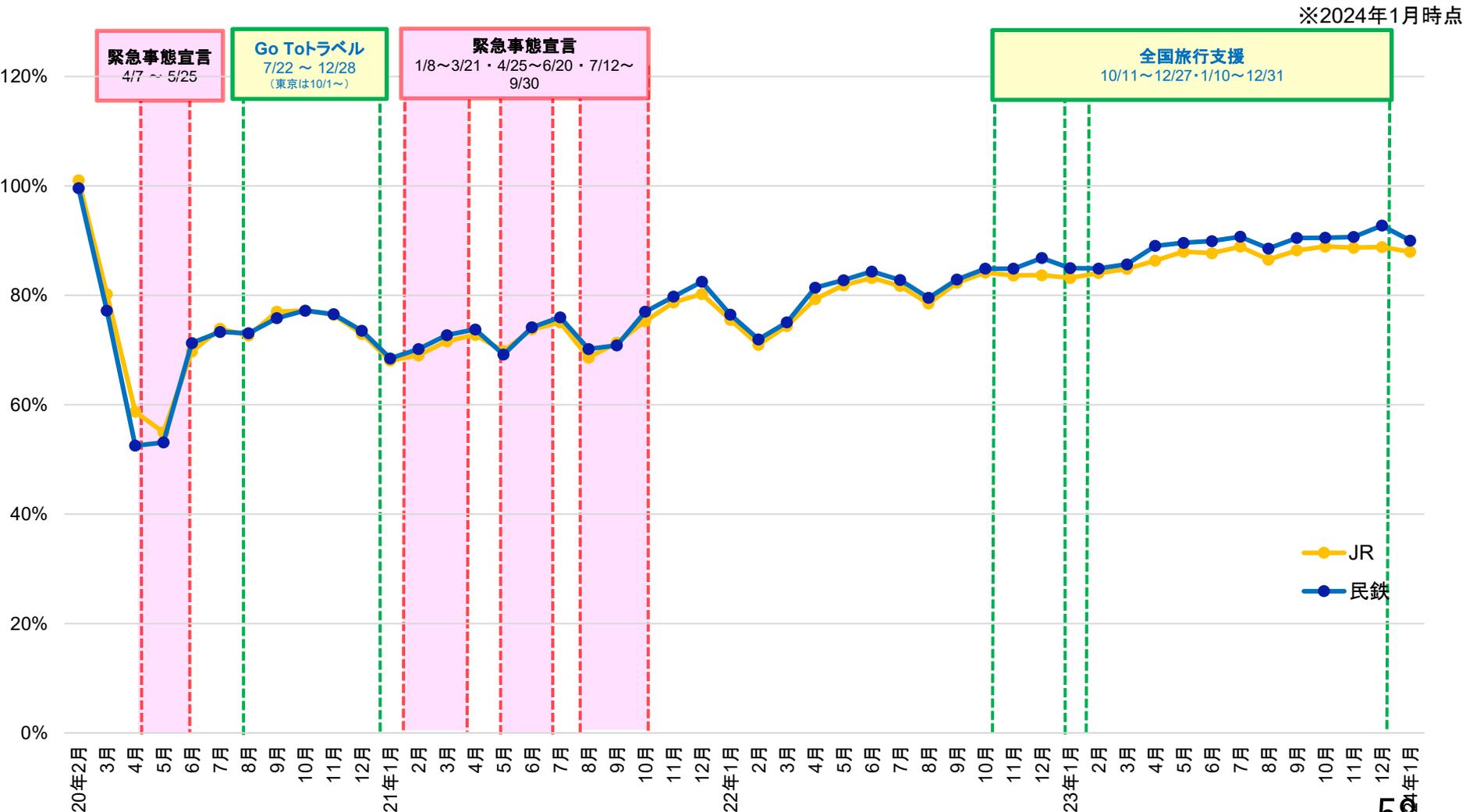


➤ 鉄道事業者の現業部門の職員数



鉄道の利用状況の推移

○鉄道の輸送人員は、2020年4月～5月にはコロナ前の5割程度まで低下したが、9割程度まで回復 (JR:88%、民鉄:90%)

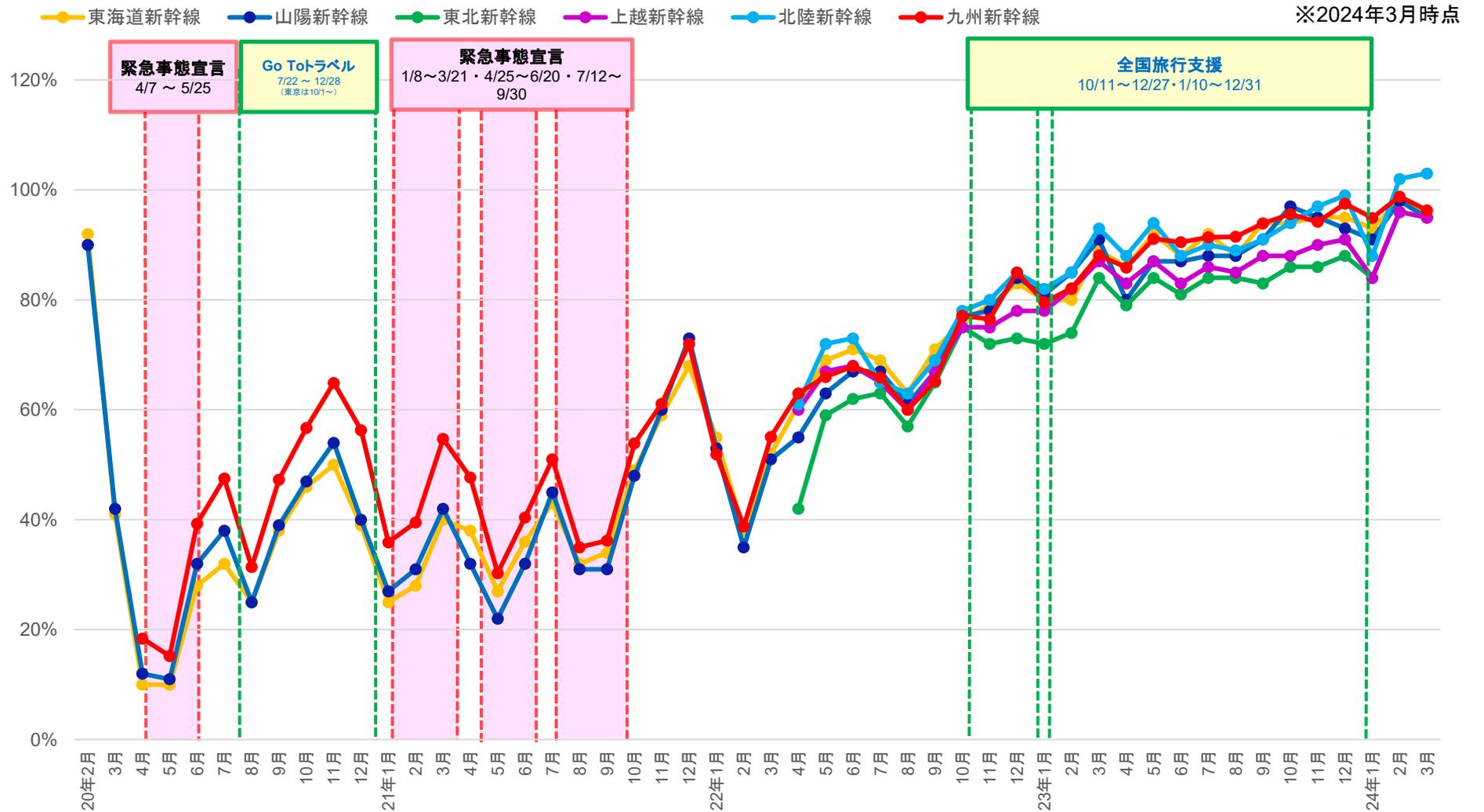


※ 鉄道輸送統計調査(鉄・軌道旅客輸送総括表、旅客数量)より作成。

※ 2018年度との比較。

新幹線の利用状況の推移

○新幹線の輸送人員も、コロナ前と同程度まで回復



※2024年3月時点

※ 各新幹線データの最新の月のうち、東海道新幹線、九州新幹線は確定値、山陽新幹線、東北新幹線、上越新幹線、北陸新幹線は速報値となっている。
 ※ 前年比(旅客数)について、特に2020年2月以降にコロナによる影響を大きく受けその影響を排除するため、2021年2月より、2018年度(山陽新幹線のみ2019年)のデータと比較している。
 ※ 各社HP公表資料より作成。

特定技能制度への鉄道分野の追加(概要)

○鉄道業界における人手不足への対応のため、外国人材の活用に向けて、輸送の安全確保を前提に、専門性にも配慮しつつ、**令和6年3月、特定技能制度へ鉄道分野を追加。**

軌道整備※

軌道検測作業、レール交換作業、バラスト交換作業、まくらぎ交換作業等



軌道整備イメージ
(レール交換作業)

電気設備整備

ケーブル・管路、信号機、転てつ機、軌道回路等の電気設備設置、点検作業等



電気設備整備イメージ
(転てつ機点検作業)



車両整備イメージ
(輪軸検査作業)

車両整備※

鉄道車両のメンテナンス作業等

車両製造

鉄道車両、車両部品の製造等



車両製造イメージ
(配線配管作業)

運輸係員

運転士、車掌、駅構内のポイント操作を行う駅係員等



運輸係員イメージ

※技能実習制度の職種（鉄道施設保守整備、鉄道車両整備等）からの移行が可能

【受入見込み数】最大3,800人(2028年度まで)

* 上記5業務区分のうち、運転士を含む運輸係員は、運輸指令とのコミュニケーションや異常時の避難誘導等の緊急時の対応が求められるため、他分野よりも一段高い日本語能力試験N3に加え、日本語による技能評価試験により専門用語や異常時を含む対応を確認。

分野別運用方針・運用要領(1)

業務区分・技能試験・日本語試験

業務区分	業務内容※	技能試験(日本語にて学科試験・実技試験を実施)		日本語試験
		試験名	実施主体	
軌道整備	軌道等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等	鉄道分野特定技能1号 評価試験(軌道整備)	一般社団法人 日本鉄道施設協会	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流基金 日本語基礎テスト ・日本語能力試験 (N4以上) ・そのほか、日本語教育の参照枠のA2相当以上の水準と認められるもの
電気設備整備	電路設備、変電所等設備、信号保安設備等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等	鉄道分野特定技能1号 評価試験(電気設備整備)	一般社団法人 鉄道電業安全協会	
車両整備	鉄道車両の整備業務等	鉄道分野特定技能1号 評価試験(車両整備)	一般社団法人 日本鉄道車両機械技術協会	
車両製造	鉄道車両、鉄道車両部品等の製造業務等	鉄道分野特定技能1号 評価試験(車両製造)	一般社団法人 日本鉄道車輛工業会	
		技能検定3級(機械加工・仕上げ・電子機器組立て・電気機器組立て・塗装)	都道府県(一部事務は都道府県職業能力開発協会)	
運輸係員	駅係員、車掌、運転士等	鉄道分野特定技能1号 評価試験(運輸係員)	一般社団法人 日本鉄道運転協会	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語能力試験 (N3以上) ・そのほか、日本語教育の参照枠のB1相当以上の水準と認められるもの

※これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えない

受入れ見込み数

最大3,800人(2028年度まで)

特定技能所属機関(外国人受入れ企業)に特に課す条件

1. 鉄道事業法による鉄道事業者、軌道法による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備又は車両の製造に係る事業を営む者であること。
2. 国土交通省が設置する「鉄道分野特定技能協議会」(以下「協議会」という。)の構成員になること。(次ページ参照)
3. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
4. 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
5. 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、上記2、3、4に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託すること。

特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

分野別運用方針・運用要領(3)

鉄道分野特定技能協議会

目的

協議会は、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護を行うため、また、各地域の特定技能所属機関(外国人材受入れ企業等)が必要な特定技能外国人を受け入れるため、構成員が相互に連絡を図り有用な情報を共有すること及び必要な措置を講ずることを目的とする。

構成員

- ・有識者
- ・特定技能所属機関(外国人材受入れ企業等)
- ・登録支援機関
- ・業界団体等
- ・試験実施機関
- ・関係省庁

活動内容

- ① 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- ② 受入れに係る人権上の問題等への対応策の検討
- ③ 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- ④ 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援(特定技能所属機関等が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な協力)
- ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- ⑥ 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- ⑦ 前号の把握・分析を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整(看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請や、特定技能所属機関による他の機関に雇用されている特定技能外国人の引抜きの自粛要請等含む。)
- ⑧ 生産性向上や国内人材確保のための取組の調査・啓発
- ⑨ 特定技能所属機関及び登録支援機関に対する構成員であることの証明
- ⑩ その他、協議会の目的を達成するために必要な情報・課題の共有等

技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

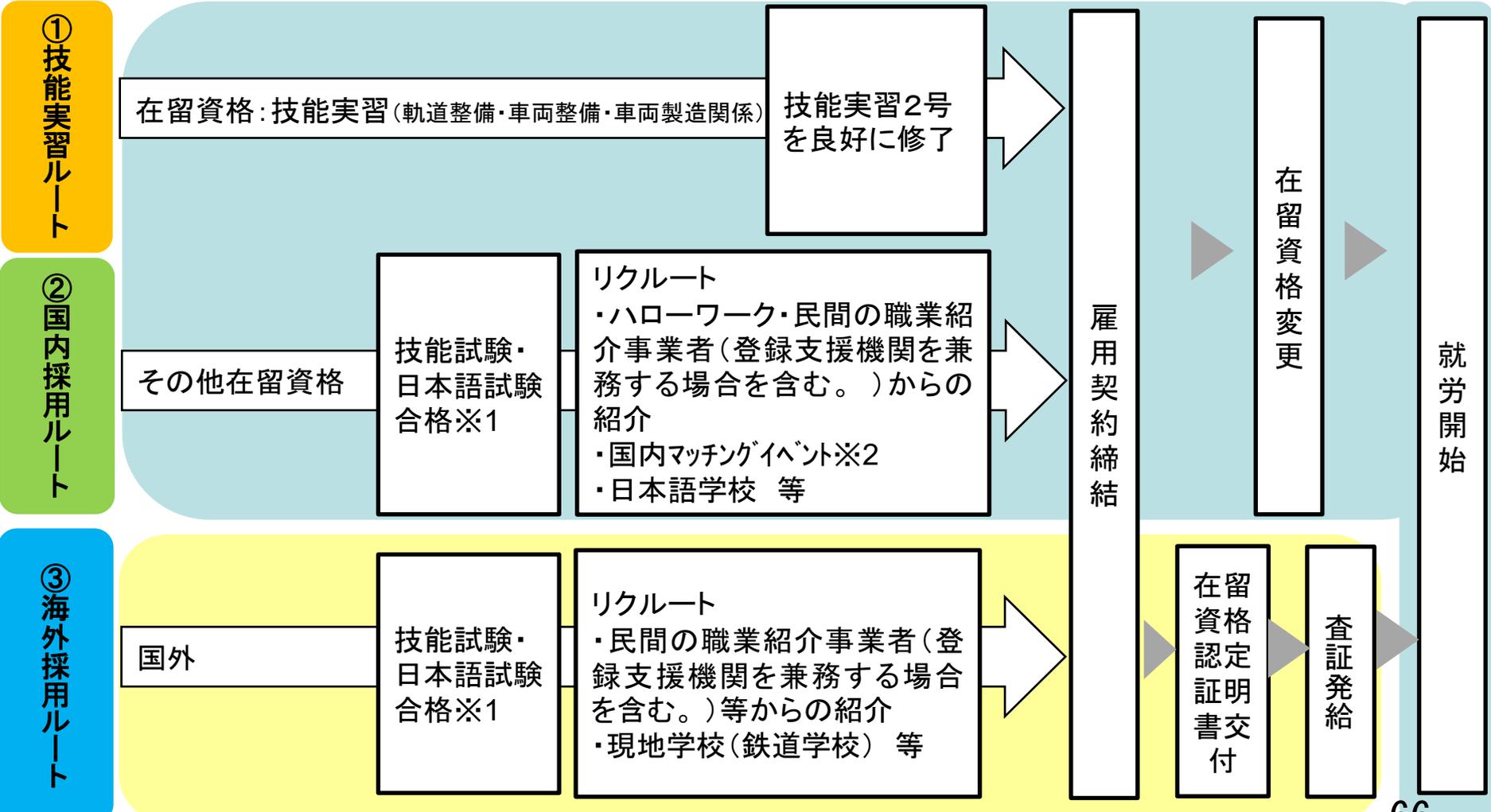
1. 次ページに示す技能実習2号を良好に修了した者は、
対応する技能試験・日本語試験を免除する。
2. 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者は、
日本語能力試験を免除する。(運輸係員を除く)

分野別運用方針・運用要領(5)

業務区分	技能実習2号移行対象職種		技能の根幹となる部分の関連性
	職種	作業	
軌道整備	鉄道施設保守整備	軌道保守整備	軌道の新設、改良、修繕に係る作業・検査等に従事することができるという点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められる。
車両整備	鉄道車両整備	走行装置検修・解ぎ装	鉄道車両の解ぎ装、装置の分解組み立て、検査修繕作業等に従事することができるという点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められる。
		空気装置検修・解ぎ装	
車両製造	機械加工	普通旋盤	機械・器具の使用その他の基本的な知識・経験に基づく製造作業を行うことができるという点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められる。
		フライス盤	
		数値制御旋盤	
		マシニングセンタ	
	金属プレス加工	金属プレス	
	鉄工	構造物鉄工	
	仕上げ	治工具仕上げ	
		金型仕上げ	
		機械組立仕上げ	
	電子機器組立て	電子機器組立て	
	電気機器組立て	回転電機組立て	
		変圧器組立て	
		配電盤・制御盤組立て	
		開閉制御器具組立て	
		回転電機巻線製	
	塗装	金属塗装	
		噴霧塗装	
手溶接			
半自動溶接			

(参考)特定技能外国人就労開始までの主なフロー(イメージ)

- ・職業紹介事業者(登録支援機関を兼務する場合を含む。)等やマッチングイベント等を活用して外国人材へのリクルートが可能
- ・今後、協議会等において効率的なリクルート方法について検討を継続



※1 技能試験・日本語試験合格はリクルート後でも可
 ※2 出入国在留管理庁では、国内在住外国人を対象とした無料の対面型企業説明会及びオンラインマッチングイベントを開催している。

(参考)マッチングイベントの開催概要(出入国在留管理庁主催)

◆ 国内マッチングイベント

国内在住の外国人を対象に、特定技能外国人材の採用を希望する企業とのオンラインマッチングイベントと対面型企業説明会を実施(参加費無料)

<対面型企業説明会>

令和5年度は東京、大阪、福岡で実施



▲説明会の様子

<オンラインマッチングイベント>

令和5年11月20日から令和6年3月20日までの間、随時実施

◆ 海外ジョブフェア

主に国外在住の外国人を対象に、特定技能制度の説明のほか、特定技能外国人材の採用を希望する企業による企業説明会、質疑応答をオンラインで実施(参加費無料)

・令和5年度は4回実施

・開催予定国: インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナム、カンボジア、ウズベキスタン、スリランカ、モンゴル、ネパール、インド、バングラデシュ

主なスケジュール(案)

関係省庁

- ・省令・告示の公布、施行
- ・試験の作成・準備
- ・試験概要等の公表、周知
- ・協議会の立上げ

外国人本人

受験準備

受入れ機関

- ・受入れに向けた諸準備
(企画・立案、面接、雇用契約等)
- ・協議会への加入

特定技能の試験開始
※技能実習ルートの場合、試験免除

試験受験



合格

特定技能の在留資格取得

特定技能制度の鉄道分野に関する問合せは、
以下までお願いいたします。

国土交通省鉄道局技術企画課

TEL:03-5253-8111(内線40703、40744)

※本会議をご案内したメールアドレス宛への連絡も可

(参考)各日本語試験とレベル目安

国際交流基金日本語基礎テストとは (Japan Foundation Test for Basic Japanese : JFT-Basic)

1. テストの目的

目的 : 「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない
程度の能力」があるかどうかを判定

ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR: Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment)、
「JF日本語教育スタンダード」の考えに基づく

※「JF日本語教育スタンダード」:

CEFRに沿って国際交流基金が開発した、「相互理解のための日本語」を理念とする日本語教育のための枠組み

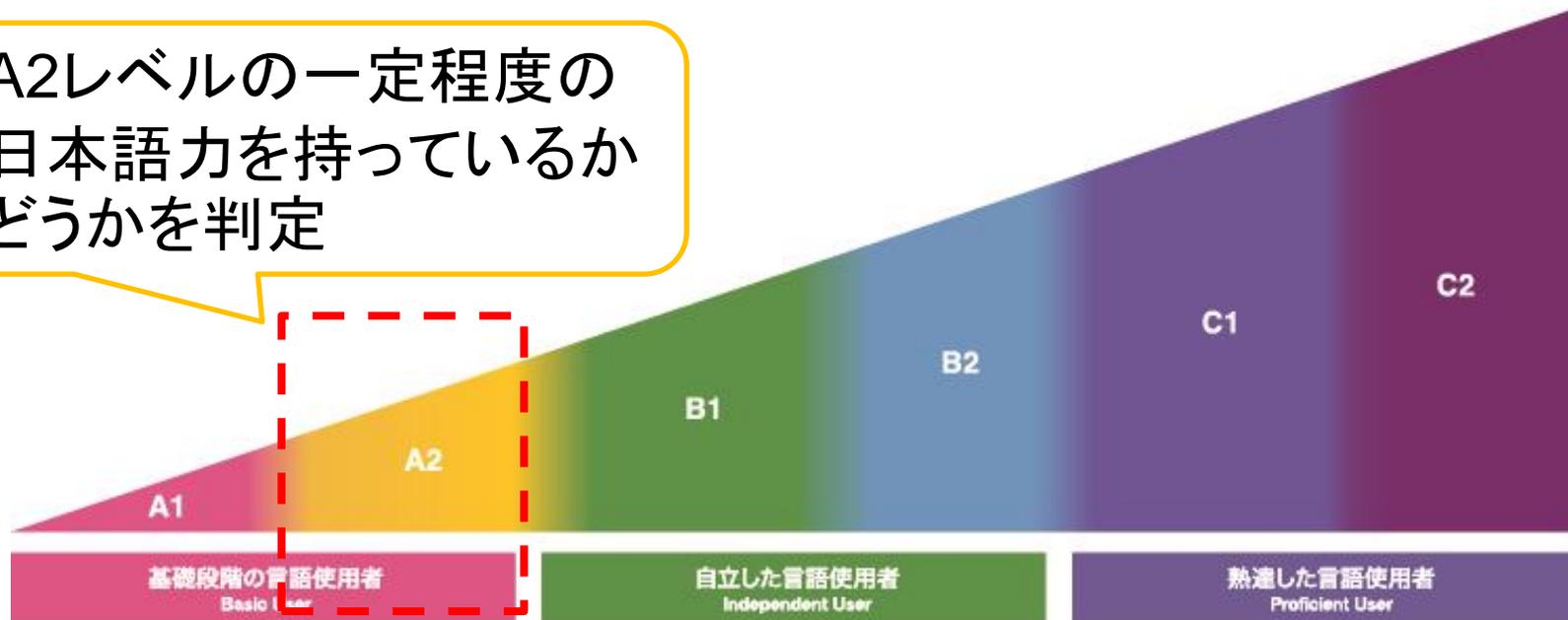
活用 : 在留資格「特定技能1号」を得るために必要な
日本語能力水準を測るテストとしても活用

5. レベルの目安

レベル指標:

「JF日本語教育スタンダード」が日本語の熟達度として採用しているCEFRの枠組みに沿った、「日本語で何がどれだけできるか」という課題遂行能力

A2レベルの一定程度の日本語力を持っているかどうかを判定



Can-doの6つのレベル

5. レベルの目安

A2レベルの目安(隣接するレベルとの比較)

レベル	レベルの目安
B1	<ul style="list-style-type: none">・ 仕事、学校、娯楽で普段出合うような身近な話題について、標準的な話し方であれば主要点を理解できる。・ その言葉が話されている地域を旅行しているときに起こりそうな、たいていの事態に対処することができる。・ 身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結びつけられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。経験、出来事、夢、希望、野心を説明し、意見や計画の理由、説明を短く述べるができる。
A2	<ul style="list-style-type: none">・ ごく基本的な個人的情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。・ 簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応ずることができる。・ 自分の背景や身の回りの状況や、直接的な必要性のある領域の事柄を簡単な言葉で説明できる。
A1	<ul style="list-style-type: none">・ 具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。・ 自分や他人を紹介することができ、どこに住んでいるか、誰と知り合いか、持ち物などの個人的情報について、質問をしたり、答えたりできる。・ もし相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

CEFRの共通参照レベル：全体的な尺度

(参考) 日本語能力試験 (概要)

実施主体

公益財団法人日本国際教育支援協会 (国内)、独立行政法人国際交流基金 (海外)

対象

日本語を母語としない者

目的

日本国内及び海外において、日本語を母語としない者を対象として、日本語能力を測定し、認定する。 ※昭和59年より実施

試験実施

年2回、全国47都道府県、海外84の国・地域の247都市

受験料

7,500円(税込)

受験実績

レベル	N1	N2	N3	N4	N5	合計
応募者数	51,813	73,583	79,448	49,004	4,553	258,401
受験者数	45,050	67,033	74,573	45,891	4,000	236,547
認定者数	12,514	22,596	23,827	15,130	2,236	76,303
認定率	27.8%	33.7%	32.0%	33.0%	55.9%	32.3%

(令和5年度第2回/国内)

試験内容

レベル	試験科目<試験時間>		
N1	言語知識 (文字・語彙・文法) ・ 読解 <110分>		聴解 <55分>
N2	言語知識 (文字・語彙・文法) ・ 読解 <105分>		聴解 <50分>
N3	言語知識 (文字・語彙) <30分>	言語知識 (文法) ・ 読解 <70分>	聴解 <40分>
N4	言語知識 (文字・語彙) <25分>	言語知識 (文法) ・ 読解 <55分>	聴解 <35分>
N5	言語知識 (文字・語彙) <20分>	言語知識 (文法) ・ 読解 <40分>	聴解 <30分>

難 ↑
↓ 易

日本語能力試験 各レベルの目安

	認定の目安	Can-Doの例*
N1	<p>幅広い場面で使われる日本語を理解することができる</p> <p>【読む】幅広い話題について書かれた、新聞の論説、評論など、論理的にやや複雑な文章や抽象度の高い文章などを読んで、文章の構成や内容を理解することができる。さまざまな話題の内容に深みのある読み物を読んで、話の流れや詳細な表現意図を理解することができる。</p> <p>【聞く】幅広い場面において、自然なスピードの、まとまりのある会話やニュース、講義を聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係や内容の論理構成などを詳細に理解したり、要旨を把握したりすることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・論説記事（例：新聞の社説など）を読んで、主張・意見や論理展開が理解できる。 ・関心ある話題の議論や討論に参加して、意見を論理的に述べることができる。
N2	<p>日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語を、ある程度理解することができる</p> <p>【読む】幅広い話題について書かれた新聞や雑誌の記事・解説、平易な評論など、論旨が明快な文章を読んで文章の内容を理解することができる。一般的な話題に関する読み物を読んで、話の流れや表現意図を理解することができる。</p> <p>【聞く】日常的な場面に加えて幅広い場面で、自然に近いスピードの、まとまりのある会話やニュースを聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係を理解したり、要旨を把握したりすることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身近で日常的な話題についての新聞や雑誌の記事を読んで、内容が理解できる。 ・最近読んだ本や見た映画のたいのストーリーを書くことができる。
N3	<p>日常的な場面で使われる日本語を、ある程度理解することができる</p> <p>【読む】日常的话题について書かれた具体的な内容を表す文章を、読んで理解することができる。新聞の見出しなどから情報の概要をつかむことができる。日常的な場面で目にする範囲の難易度がやや高い文章は、言い換え表現が与えられれば、要旨を理解することができる。</p> <p>【聞く】日常的な場面で、やや自然に近いスピードのまとまりのある 会話を聞いて、話の具体的な内容を、登場人物の関係などとあわせてほぼ理解できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・短い物語を読んで、だいたいのストーリーが理解できる ・店で買いたいものについて質問したり、希望や条件を説明したりすることができる
N4	<p>基本的な日本語を、理解することができる</p> <p>【読む】基本的な語彙や漢字を使って書かれた日常生活の中でも身近な話題の文章を、読んで理解することができる。</p> <p>【聞く】日常的な場面で、ややゆっくりと話される会話であれば、内容がほぼ理解できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身近で日常的な話題（例：趣味、食べ物、週末の予定）についての会話がだいたい理解できる。
N5	<p>基本的な日本語を、ある程度理解することができる</p> <p>【読む】ひらがなやカタカナ、日常生活で用いられる基本的な漢字で書かれた定型的な語句や文、文章を読んで理解することができる。</p> <p>【聞く】教室や、身の回りなど、日常生活の中でもよく出会う場面で、ゆっくり話される短い会話であれば、必要な情報を聞き取ることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的なあいさつと、その後の短いやりとりができる（例：「いい天気ですね」など）

<日本語能力試験の活用例>

- ・専修学校又は各種学校において「留学」の在留資格で教育を受けるに足る日本語能力【N1又はN2程度】
- ・日本出入国管理上の優遇制度でのポイント付与 【N1及びN2】
- ・EPAに基づく看護師・介護福祉士の来日候補者選定：ベトナム【N3以上】、フィリピン【N4程度又はN5】、インドネシア【N4程度】
- ・在留資格の日本語能力：日本語学校、一部大学別科「留学」【N5レベル】、「特定技能」【N4以上】
- ・厚生労働省所管の国家試験（医師、歯科医師、薬剤師、保健師等）の受験資格認定【N1】
- ・中学校卒業程度認定試験における国語の試験免除【N1又はN2】
- ・日本の民間企業では、現地等での採用、昇格等条件として自主的に日本語能力試験合格を条件としている場合がある。

*「日本語能力試験合格者と専門家の評価によるレベル別Can-doリスト-わたしが日本語でできること-」（国際交流基金・公益財団法人日本国際教育支援協会）より一部抜粋

(参考) 「日本語教育の参照枠」の概要



文部科学省

「日本語教育の参照枠」とは

CEFR(ヨーロッパ言語共通参照枠)^{*}を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。文化審議会国語分科会で令和元年から検討を開始し、国民の意見募集を経て、令和3年10月に「日本語教育の参照枠(報告)」を取りまとめた。このほか、参照枠活用のための手引や「生活Can do」、日本語能力自己評価ツール「にほんごチェック!」等を作成・公開している。

*CEFRとは

ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR: Common European Framework of Reference for Languages)は、欧州評議会によって20年以上にわたる研究と検証の末に開発され2001年に公開された。現在では40もの言語で翻訳されている。また、CEFRは言語資格を承認する根拠にもなるため、国境や言語の枠を越えて、教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。

日本語教育の参照枠

全体的な尺度(抜粋)

日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの

5つの言語活動

(言語活動別の熟達度を示す)

聞くこと

読むこと

話すこと
(やりとり)

話すこと
(発表)

書くこと

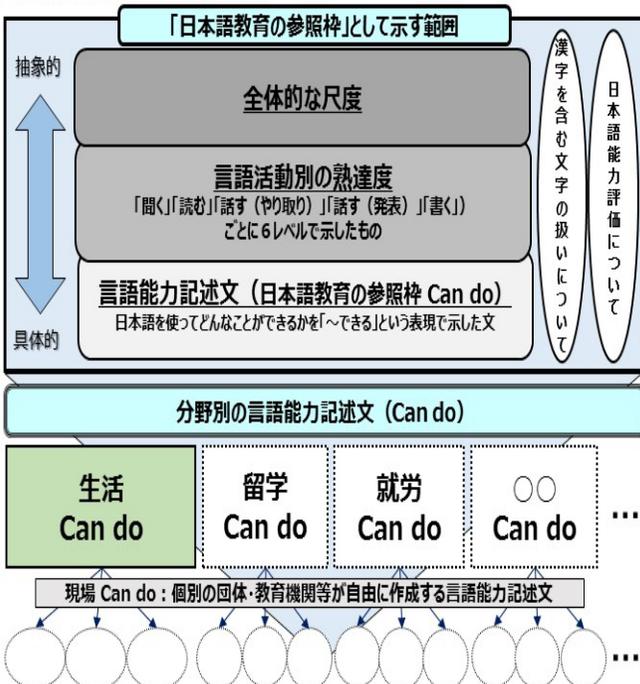
期待される効果

- 国内外共通の指標・包括的な枠組みが示されたことにより、国や教育機関を移動しても継続して適切な日本語教育を受けることができる。
- 生活・就労・留学等の分野別の能力記述文(Can do)が開発され、生活者・就労者・留学生等に対する具体的かつ効果的な教育・評価が可能になる。
- 日本語能力が求められる様々な分野で共通の指標に基づく評価が可能となり、試験間の通用性が高まる。
- 適切な日本語能力判定の在り方が示されたことにより、試験の質の向上が図られる。



国内外における日本語教育の質の向上を通して、
共生社会の実現に寄与する。

1. 「日本語教育の参照枠」の全体像



2. 日本語能力評価について

- 「日本語教育の参照枠」における言語教育観に基づく評価の理念
 - ①生涯にわたる自律的な学習の促進
 - ②学習の目的に応じた多様な評価手法の提示と活用促進
 - ③評価基準と評価手法の透明性の確保
- 「日本語教育の参照枠」における日本語能力観と評価の考え方(事例)
- 日本語能力の判定試験と「日本語教育の参照枠」の対応関係を示す方法
- 社会的ニーズに応える適切な日本語能力判定の在り方について

熟達した言語使用者	自立した言語使用者	基礎段階の言語使用者
C2	B2	A2
C1	B1	A1

熟達した言語使用者

C2: 聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。

C1: いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。

自立した言語使用者

B2: 自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。

B1: 仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。

基礎段階の言語使用者

A2: ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単に日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。

A1: 具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

*各レベルについての説明は、CEFR日本語版(追補版)の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。